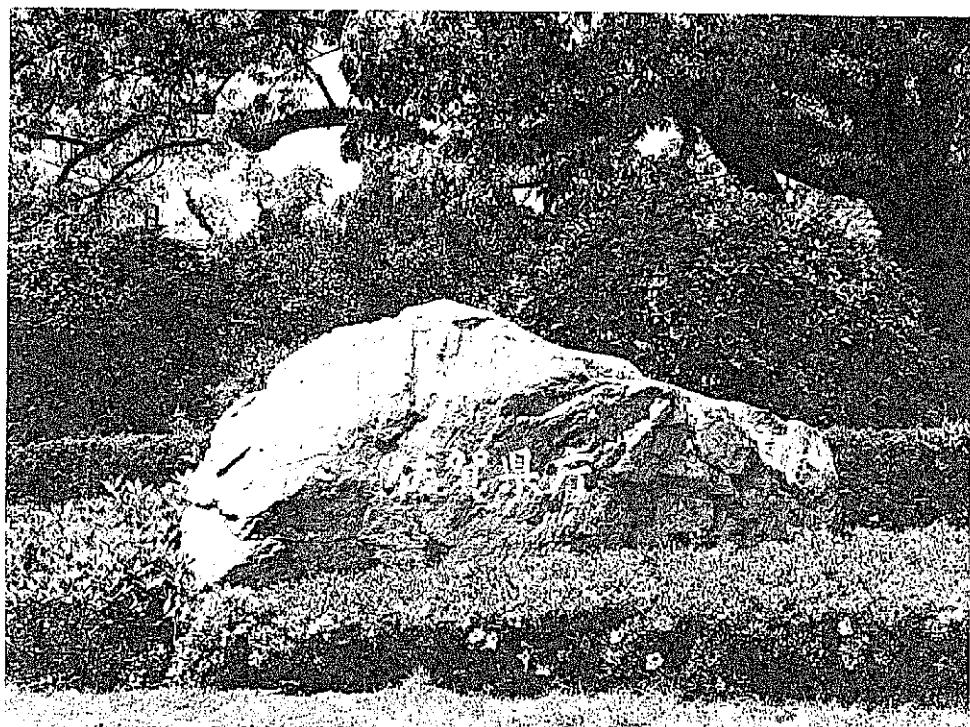


# 第四章 機

## 構



佐賀県庁の標石

## 第四章 機構

### 一 機構

#### (一) 終戦直後の機構改革（昭和二十一年八月～二十二年）

戦前の地方自治制度は、明治二十一年の市制・町村制、同二十三年の府県制により、法制的に創始され、戦後も短期間ではあるが、昭和二十二年五月の地方自治法の施行により失効するまで、地方団体の運営は同制度によっていた。この間の府県の性格は、官治行政団体であり、國の地方行政機関であった。知事は、今日のように県民の選挙によるものではなく、天皇の任命する勤任官の官吏（地方長官）であった。従って、県の行政の及ぶ範囲は、広く國の一般地方行政事務を担任し、中央各省の直接の出先機関は今日に比較してはるかに少なく、本県では司法關係、旧制佐高、税務署・佐賀国道事務所・測候所等特殊あるいは広域的分野の機関に限られていた。府県の行政組織は、府県制や地方官官制により、部組織・名称・所掌事務が定められ、職員数についても全体のわくの制限があった。課・出先機関については、知事の定める処務細則、規程等に基づいて改廃がなされた。

（注）この節では知事部局の機構の変遷を中心述べ、各種行政委員会事務局については、各章に詳述してあるので省略した。

この時期の県庁の機構は、終戦により、戦時体制から平時体制への切り替え、行政機構の民主化、次いで占領軍の指示等に基づく各種制度の改革、新政策実施体制の整備等のため大幅に改編された。

このため、終戦時には三部であったが、二十一年末には早くも七部に膨張した。

昭和二十一年 この年の機構改革は、終戦に伴い、戦時体制から平時体制への転換、占領軍政への対処、民主化政策の第一歩等を反映したものであった。

△本 府▽

八月末には、早くも戦争終結に沿って、軍需商工課を商工課に、警防課を警備課に改称し、戦時施設課を廃止した。

十月、振興課を地方課に、教育課を教学課に、国民動員課を勤労課に改め、特設警備隊を廃止した。

次いで、占領軍当局との連絡等涉外事務の窓口として外務課を新設し、風俗営業等の取り締まりのため、戦時中廃止していた保安課を復活させるとともに、國家神道の廃止と軍部解体で社事兵事事務が消滅したため社事兵事課を、特高警察官の廃止で特別高等警察課をそれぞれ廃止した。

十二月には部の分掌事務を変更して、労働行政を警察部から内政部に移管した。これにより、勤労課・労政課・保険課の三課は内政部に入り、

その際、労政課は勤労課に吸収された。このほか、経済保安課を防犯課と改称した。

八出先機闕

戦時中の国民勤労動員体制や健民健兵政策に伴う各施設が終戦とともに業務を停止した。主なものは、勤労関係では県勤労訓練所・佐賀機械工補導所・傷い軍人職業再教育所・同教育寮、衛生関係では祐徳・神埼・虹の松原・小城・佐里の各健民修練所等があり、そのほか一時的に業務を休止したものがかなりいた。

また、九月には、国民勤労動員体制の解除に伴い、神埼国民勤労動員署を佐賀国民勤労動員署の出張所とし、十月には、各国民勤労動員署を勤労署と改称した。

昭和二十二年

一月、輸送課を保安課に吸収し、警備隊を廃止した。

二月一日には地方官官制の改革で、内政部を内務部に改称した

三月、<sup>1</sup>警備課を公安課へ改め、民主警裏上にて警察官の教養班

卷之三

卷之三

もに  
警備練習所を第一練習所と第二練習所に分離した

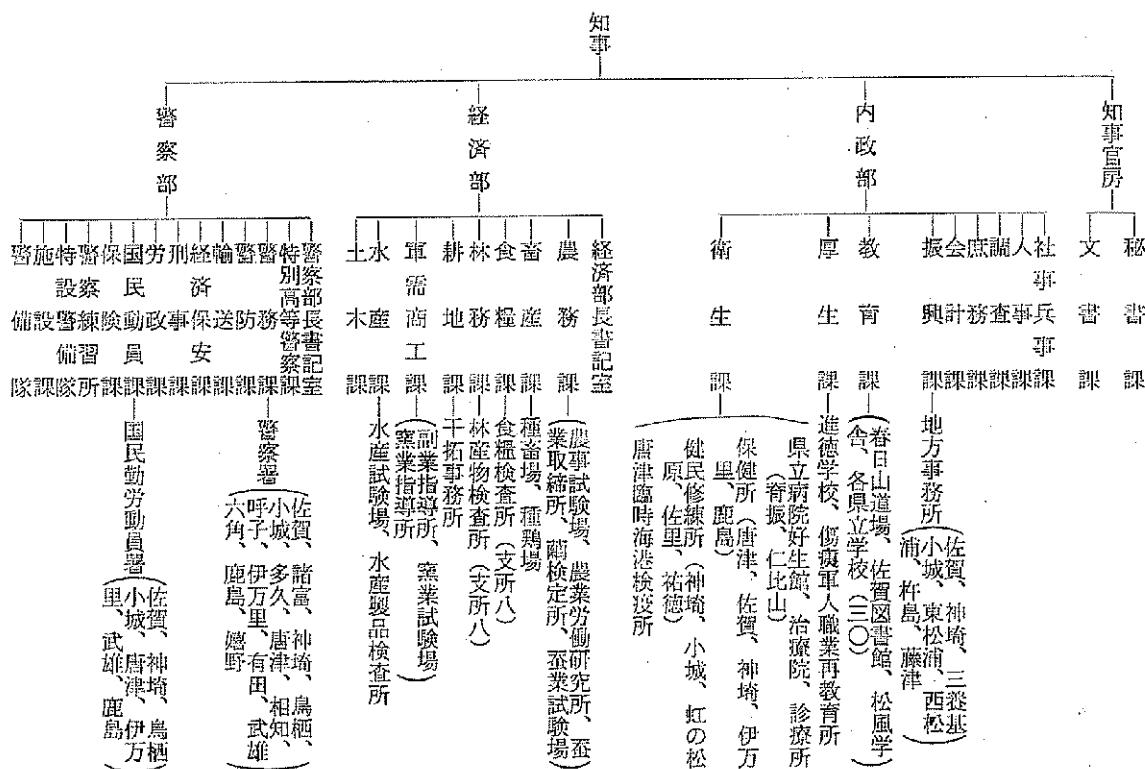
元月十四日  
同宣會廳之復員美術社三九一  
一九二九年一月廿二日

音が県に移管されたので、佐賀地方田舎音として県の組織に編入した。

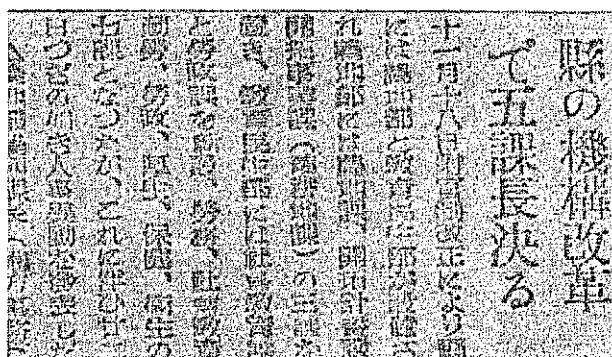
一月一九日  
華德布  
一九三〇年  
華德布  
一九三〇年

教育民生部は、六・三制の導入等教育制度の大改革、衛生行政の強化、生活困窮者対策等の推進のため、内務部から分離独立させたものであつた。

### 昭和20年8月現在の県庁組織



## 県の機構改革 で五課長次る



農地部・教育民生部の発足 昭和21年11月（佐賀新聞）

た。同部は厚生課・保険課・労働課・衛生課の既存四課に、教学課から学校教育担当と社会教育担当のためそれぞれ分離独立した学務課と社会教育課の二課、および労働対策のため勤労課から分離独立させた労政課を加え、七課編成とした。

農地部は、第二次農地改革の実施、緊急開拓、食糧増産体制の強化のため、新設の農地課および耕地課を分離した開拓計画課と開拓事業課の三課で発足した。このほか、文書課を知事官房から、土木課を経済部からそれぞれ内務部に移管し、食糧の県内自給事務を行っていた製鹽課を食糧課に吸収した。

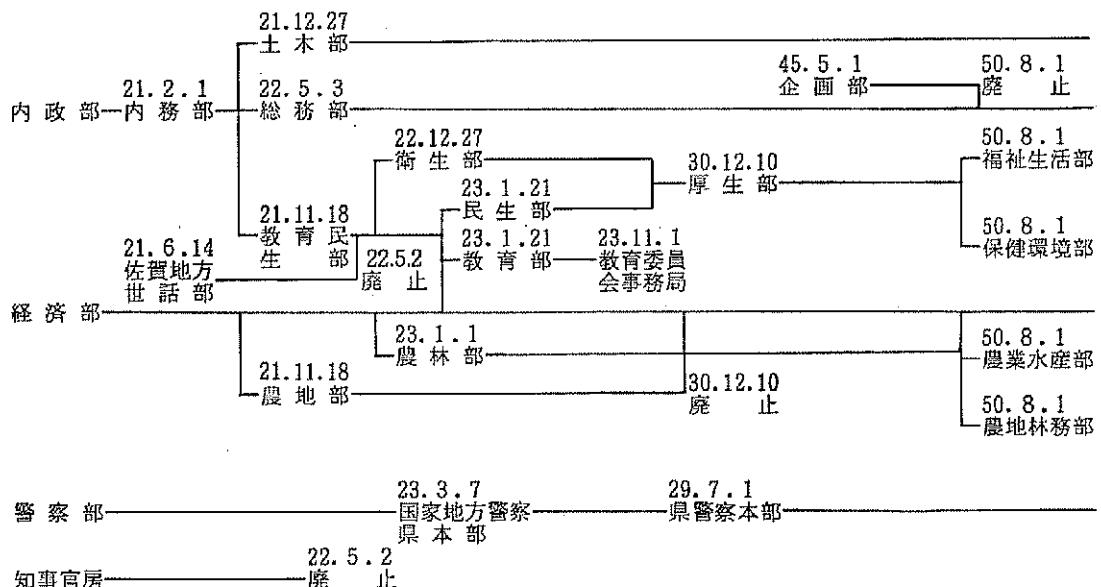
翌十二月二十七日には、内務部土木課を公共事業実施体制の強化のため、土木部として昇格させた。同部は、部内予算決算の統括・国有財産・土地収用等を担当する監理課、道路・下水道・都市計画を担当する道路課、港湾・河川・砂防を担当する河港課、建築取り締まり・住宅建設・營繕を担当する建築課の新設四課で発足した。

△出先機関▽

三月、占領軍関係労務充足のため、佐賀日傭勤労署を新設した。

九月には、県営有明干拓事業の国営移管に伴い、千拓事務所を国に移

## 県庁の部の変遷（昭和20年～51年3月）



注：秘書及び会計関係は除く

管し、十月には、へき地診療所である県立仁比山診療所を廃止した。

また、この年は、引揚者・戦災者・復員軍人・軍需生産の停止による離職者等、大量の失業者発生対策として、職業補導所を新設し、唐津木船工・佐賀建築工・佐賀陶芸工・佐賀木工・唐津木工・武雄建築工の六補導所を設置した。

## (二) 地方自治法の制定と機構（一九二一年～一九八六年）

昭和二十一年九月の地方制度の改正、さらに同二十二年五月の地方自治法の施行で、都道府県は独立した広域的地方公共団体として独立の法人格をもち、従来の官治行政を一掃した完全な自治団体となった。しかし、行政上の機能からは、国の機関としてなお多くの国家的事務（一般に機関委任事務と呼ばれる）を担当することとなつたため、行政機構としても、自治団体としての公共事務処理のための機構のほか、機関委任事務を処理するための機構の整備が必要であり、所要の改編を行つた。

二十二年四月、第一回知事選挙が執行され、沖森源一が初代公選知事に就任し、五月に地方自治法が施行されるなど、名実共に地方自治団体として発足した。この時期は、農地改革・新学制の施行・警察の民主化・衛生制度の充実等、占領下における諸改革が相次いで実施された。これに伴い、行政機構も改革推進体制の強化あるいは新しい施策の実施体制の整備のため、改組または新設として、拡大の一途をたどつた。これらの大半は、法律で設置が義務づけられたものであつた。

また、從来、権限的には知事の一元的管理運営のもとにあつたものが、公安委員会・教育委員会等、行政委員会制度の大幅な導入によつて、多目的となり、職能化・専門化していく。このほか、地方自治法施行に

際して、国と県との間に事務の再配分が行われたが、内務省以外の省庁では、地方出先官庁を新設するもの多かつた。これらは後に地方自治を形骸化するものとして批判を受け、物資需給担当の一部出先機関が地方に移譲された。

本県独自のものとしては、二十三年の産業振興対策審議会の答申に基づく農林部の新設があり、民意を汲み取った機構の新設等が産業の振興関係において多く見られた。

一九二六年九月には講和条約調印、翌二十七年四月には条約が発効して、占領政策は終焉し、日本は国際社会に復帰した。

この時期の行政機構の改編の特徴は、占領軍下の民主化政策について、国情になじまないものの見直しや、行政の能率化・合理化の点から見直しがなされたことであった。特に警察制度では、自治体警察返上運動が本県でも続出した。県庁組織では、諸改革が一段落し、一部見直しがなされている現状を反映して、大幅な改革は見られないが、日本経済の復興を反映して、知事室の設置等開発を指向したものや産業振興に重点がおかれた。

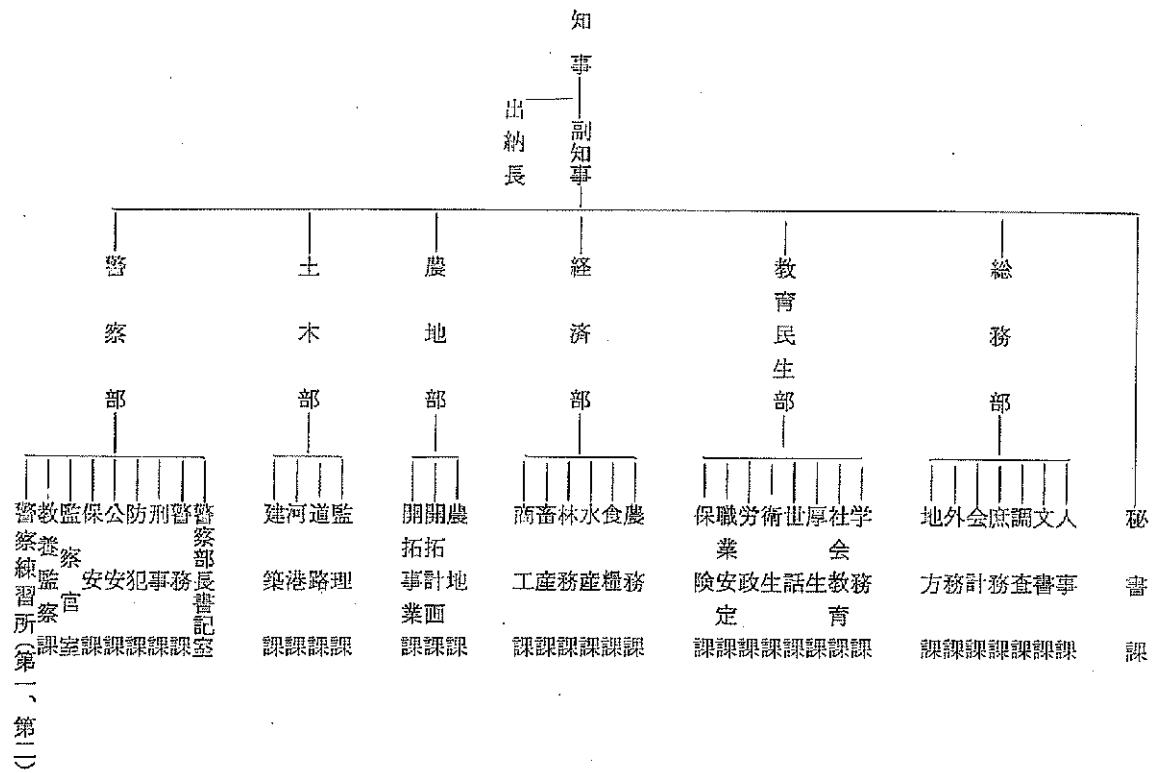
### 昭和二十二年

△本 序▽

五月三日、知事官房を廃して、秘書課を知事直属とし、内務部を総務部と改称した。教育民生部関係では、佐賀地方世話部を廃して世話課と改め、勤労課を職業安定課と改称した。

七月、経済部内に産業振興対策審議会の事務局として企画室を設置し、占領軍政下の指令伝達や報告連絡事務の迅速化に対処するため、警察部に通信課を新設した。

### 昭和22年5月現在の県庁組織（本庁）



十二月二十七日には、衛生行政の拡充に伴い、教育民生部の衛生課を衛生部に昇格させ、県立病院好生館をはじめ、保健所、衛生研究所等衛生行政全般について所管させることにした。同部は、医療行政を担当する医務課、薬品・製葉・麻薬取り締まりの薬務課、一般公衆衛生関係の公衆衛生課、伝染病の予防・防疫を担当する予防課の四課で発足した。

四月、性病の予防・診療に当たつていた県立治療院を佐賀・唐津の二か所に分け、分院を武雄等に復活させた。また、県農業会経営の茶業指導所が県に移管され、県茶業試験場となつた。

そのほか、労働行政の出先機関として、労働組合の育成・職業安定・労働者保護等を一元的に運営していた労働署を、労政・職業紹介・労働者保護の三分野に分離独立することになり、労政事務所を佐賀・鳥栖・唐津・伊万里・武雄の五か所におき、各労働署は公共職業安定所と改称（佐賀日傭労働署は、佐賀公共労働安定所と改称）した。なお、労働基準法関係は国の事務として労働省の組織に入り、佐賀労働基準局・各監督署が設置された。

五月には、東松浦地方事務所港務係を独立させて、唐津港務所を復活させ、佐賀市に設置していた中等学校生徒の寄宿舎である県立松風学舎を廃止した。また、食糧検査所が国に所管替えとなつた。

七月、へき地診療所である脊振診療所を閉鎖した。

行政委員会関係では、労働組合法に基いて、労働争議のあっせん。

昭和二十三年 この年は、部・課の改廢がめまぐるしく、警察法の施行による国家地方警察・自治体警察の発足、教育委員会の新設等、従来知事の一元的運営に置かれていた県庁組織は、行政委員会制度の導入で分散化が著しくなった。

△本庁▽

一月一日、経済部から農林部を分離独立、同二十一日教育民生部を分割して教育部・民生部とし、経済部と事務分掌の一部所管替えを行った。

農林部は、旧経済部の農務課を農政課に改め、食糧課・畜産課・林務課・水産課の五課に新設の特産課をもって発足した。

教育部は、従来の学務課・社会教育課に新設の体育課をもって発足した。

民生部は、従来の厚生課・保険課・世話課に、児童福祉法の制定に伴い新設された児童課をもって発足した。

従来の経済部ではいわゆる商工労働部として、教育民生部の所管であった労働関係の労政課・職業安定課の二課を吸収し、物資の需給調整を強化するため物資課を新設し、企画室を商工課に吸収した。この結果、

本府組織は、九部（総務・民生・教育・経済・農地・農林・土木・衛生・警察）となり、一時的にも大きく膨張した。

二月、農政課を農業協同組合課に改め、農業団体の農業会から農業協同組合への移行のための指導強化をはかった。

三月七日には、警察法の施行に伴い、警察部を廃止し、国家地方警察県本部・自治体警察の一本立てに移行した。このほか、公衆衛生課を公衆衛生管理課に、予防課を予防医学課に改称した。

五月、調査課を統計課に改称した。

九月には、庶務課から税務課を分離独立させたが、これは、従来の県税が国税の附加税を中心とした税体系から、戦後の改革で独立税中心となり、国と地方の税体系が完全に分離されたことに伴う税務組織の確立、さらには財源難のため、徵税の強化が必要になってきたことによるものであった。

十一月一日には、県教育委員会が発足し、教育行政が知事部局から移管されたことに伴い教育部は廃止された。同委員会事務局は、従来の学務課を総務課・調査課・学事課・指導課の四課に分け、体育課を体育保健課と改称し、これに従来の社会教育課を加えた本庁六課と、各地方事務所教學課を独立させた教育委員会事務局出張所（八）、中央公民館・県立佐賀図書館・春日山公民俱楽部・教員保養所の各施設、各県立学校で発足した。このほか、失業保険料徵收事務を本庁で行うことになり、経済部に失業保険徵收課を設置した。

△出先機関▽

一月、各地方事務所土木課を独立させて、土木出張所（八）を新設した。

三月、当時、市町村に設置が進められていた公民館の県段階のものとして、中央公民館を新設した。

四月、木竹・紙業・園芸の各試験場を設置した。このほか、児童福祉法に基づく中央児童相談所の新設、県物産の販路開拓のため、戦時中休止していた商工獎励館を産業獎励館として再開した。

六月、佐賀公共労働安定所を佐賀公共職業安定所に吸収し、佐賀タイピスト補導所を新設した。

七月、農業労働研究所を農業經營研究所と改称した。

九月、蚕業振興をはかるため蚕業技術指導所を新設し、從来の各職業

補導所を公共職業補導所に改称した。また、県税徵收事務を強化するた

め、財務事務所を佐賀・唐津に新設し、佐賀競馬の公営に伴い競馬事務

局を新設した。

十一月、細菌検査・衛生試験の強化のため、從来の各検査施設を統合して衛生研究所を設け、小城公共職業安定所を佐賀公共職業安定所の出張所とした。

行政委員会事務局等では、前述の警察制度や教育制度の改革のほか、委員会制度の補助機関である事務局が相次いで設置された。すなわち、五月に議会事務局、六月に監査委員事務局、九月に選舉管理委員会事務局の設置をみた。

昭和二十四年

△本 序▽

六月、知事直属の秘書課を総務部に移管し、開拓事業課を耕地課に、開拓計画課を開拓課にそれぞれ改称した。

十二月、総務部の秘書課を知事直属とし、広報と涉外事務を担当する広報涉外課を新設、佐賀占領軍政部の廃止で総務部の外務課を廃止した。

△出先機関▽

四月、農林漁業協同組合中堅職員の研修施設として協同組合学校、農業改良普及員等の養成および再教育を行うため農業講習所、酪農家を養成するため九州酪農講習所をそれぞれ新設した。農業改良助長法に基づき、從来の食糧増産技術員駐在制度を廢して、地区農業改良普及事務所（二四）を設置した。また、伊万里労政事務所を廢止して、武雄労政事

務所の出張員伊万里事務所とした。このほか、県営の印刷局を設置した。

七月、家畜保健衛生行政を強化するため、家畜保健室を佐賀・唐津に設置し、衛生関係では三養基郡を所管する神埼保健所鳥栖出張所を新設した。このほか、中央各省庁等との連絡等を行うため、県東京事務所を東京都千代田区丸の内に新設し、教護施設である進徳学校の浜崎町移転に伴い、虹の松原学園と改称した。

九月、杵島郡を所管する武雄保健所を新設した。

十一月、物資需給調整事務の地方移譲に伴い、福岡通産局佐賀分室・福岡陸運局佐賀分室が県知事の指揮下（身分は官吏）に入り、県商工資材事務所、県陸運事務所となつた。

昭和二十五年

△本 序▽

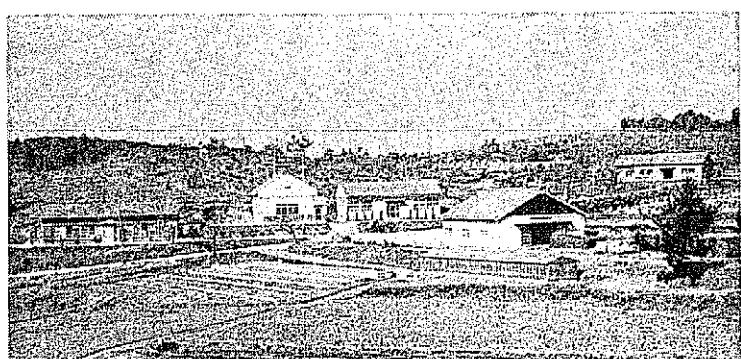
五月、農業資材の需給調整を担当していた農林省佐賀農業資材事務所が地方に移譲されて、農林部の農林資材課となつた。

六月、農業改良普及事業の主務課として、農業改良課を新設した。なお、從来、特殊の課のみ係制を敷いていたが、同月から本庁各課に係制を採用した。

十月、物資需給事情の大幅な緩和に伴い、物資課と農林資材課を廃止した。

△出先機関▽

四月、農林漁業協同組合中堅職員の研修施設として協同組合学校、農業改良普及員等の養成および再教育を行うため農業講習所、酪農家を養成するため九州酪農講習所をそれぞれ新設した。農業改良助長法に基づき、從来の食糧増産技術員駐在制度を廢して、地区農業改良普及事務所（二四）を設置した。また、伊万里労政事務所を廢止して、武雄労政事



(現地農業指導所)

四月、農業関係試験研究機関では、総合農業試験場主義を採り、県農業試験場を設置した。

旧農事試験場を本場とし、茶業

・園芸・蚕業の各試験場は、茶業・柑橘・桑業の各分場とし、

畑作試験地は畑作分場とし、農業経営研究所は本場の経済研究部とした。蚕業関係では蚕業技術指導所を従来の佐賀に加えて

東松浦・藤津に増設、上場特産の百合・ニンニク・コショウ等特用農産物関係では輸出増進を

目的に県輸出農産物増殖指導

所、中堅農家養成を目的とした

経営伝習農場を設置した。

労働関係では、佐賀タイピスト公共職業補導所を佐賀女子事務公共職業補導所と改称し、経済九原則下の知識層失業者対策として佐賀事務職業補導所を設置した。衛生関係では、小城郡を所管する小城保健所を設置した。

五月、嘉瀬川上流の治山事業強化のため、森林土木出張所を小城町と

南山村（現富士町）に設置するとともに、県立病院に付属看護学院（乙種）を設置した。

六月、家畜保健室を家畜保健衛生所と改称し、鳥栖町に増設した。ま

た、戦前から地域における住民の健康指導機関として漸次増設されてきた保健所は、同月、鳥栖保健所が設置されたことにより、旧郡を単位とする八保健所体制の成立をみた。

九月、各財務事務所を県税事務所と改称した。

十二月、身体障害者の授産のため、身体障害者授産場を新設した。

行政委員会事務局では、八月、漁業法の制定で設けられた海区漁業調整委員会の事務局として、唐津・伊万里・有明の三海区漁業調整委員会事務局が発足した。

昭和二十六年 この年は、戦後二回目の知事選挙が行われ、鍋島直紹が知事に就任し、特に総合開発を指向した機構の改革を実施した。

△本 府▽

五月、知事直属の知事秘書室を設置し、秘書課と広報涉外課を総務部に移管した。

七月、知事直属の知事秘書室を秘書課に改め、総務部では文書課と広報課を再編して、総務課と文書広報課とし、庶務課を財政課と改め、国土総合開発に関する事務担当として総合開発審議会室を設置した。農林部では農業協同組合課を農政課に、特産課を農産課に改めた。民生部では婦人の地位向上対策を重視し、児童課を婦人児童課と改め、佐賀県では初めての女性課長を起用した。

九月、公衆衛生管理課を公衆衛生課に、予防医学課を予防課に改称した。

△出先機関▽

七月、佐賀事務公共職業補導所（佐賀女子事務公共職業補導所と事務職業補導所を統合）を設置、佐賀陶芸工公共職業補導所を有田陶芸工公

△本 庁

重点を東京事務所へ  
異彩放つ初の婦人課長  
公約実践  
22年以來の大異動発令

共職業補導所に改称した。  
十月、社会福祉事業法の施行で、福祉地区を所管区域とする福祉事務所を設置することにし、各地方事務所の厚生係を母体に郡単位に福祉事務所（八）を新設した。水産関係では、県内産水産製品の改良・販路拡大を推進するため、従来の水産製品検査所を拡充して、水産製品指導所を設置し、水産製品の検査・研究を行った。そのほか、本県特産の家庭配置薬の振興のため、戦時中廢止になっていた売薬研究所の復活として、薬業指導所を設置した。

行政委員会事務局では、地方公務員法の制定に基づいて、県職員の任用・職階制・給与・公平事務を処理する県人事委員会事務局が六月十二日総務・職員の二課制で発足した。

昭和二十七年



昭和26年7月機構改革（佐賀新聞）

一月、農地課を農地管理課に改称した。

九月、知事直属の知事室を新設し、これに伴い、総務部の総務課・総開発審議室を廃止した。知事室は、秘書・総務・開発の三課編成で、特に開発課は知事直属の政策スタッフとして、県総合開発計画の策定、各種の開発調査を活発に行つた。

△出先機関▽

三月、計量器の検定・検査を行う計量検定所を新設した。

四月、林業の研究体制を強化するため、従来の県當川上苗園を母体に林業試験場を新設、植物防疫法に基づく植物病害虫防除所を各地方事務所に併設、家畜保健衛生所については神埼等五か所を増設し、佐賀事務公共職業補導所を佐賀公共職業補導所に改めた。

七月、身体障害者福祉法に基づき、医学・心理学・職能的判定や補装具の処方等を行うため、身体障害者更生相談所を設置した。

昭和二十八年

△本 庁▽

十一月、失業保険徵収課を失業保険課に改称し、失業の認定・給付事務も併せ行うこととなつた。

△出先機関▽

十一月、関西地区からの企業誘致・県外求人の開拓をはかるため大阪市に関西経済事務所を、精神薄弱児施設として春日園をそれぞれ新設すると共に、水産製品指導所を廃止した。

### (三) 財政再建と機構の整理統合

(二十九年～三十二年)

この時期は、まさに県財政再建の時代であった。まず、二十九年度の当初予算案を審議した二十九年三月の定例県議会で「県行政機構簡素化並びに人員整理に関する決議案」が可決され、さらに三十年の自主再建計画、その後の地方財政再建促進特別法に基づく法定再建計画によって、機構の簡素合理化が強く打ち出された。

このような情勢に対応して、二十九年～三十年にかけて県の行政機構は大幅な整理統合を余儀なくされていったのである。その後も、三十三年度までは財政事

情を反映して、ごく一部の機構改革にとどまっている。

昭和二十九年

△本 庁▽



地方事務所の廃止(昭和29年11月)

一月、世話課を授譲課に改め、従来の主として軍人・軍属対策に併せて、厚生課所管的一般引揚者の援護業務を移管した。

△出先機関▽

七月、従来の治療院を診療所と改称し、管内に診療所を設置していない各保健所に性病診療所を併設した。

十一月三十日には、前述のような行政機構簡素化決議案の趣旨を受け、郡単位に設置していた八か所の地方事務所を廃止した。地方事務所は、もともと戦時下行政のいわゆる「上意下達」推進のため、昭和十七年七月一日設立されたもので、一時は総務・教学・経済・土木・農地・開拓・税務・厚生の八課編成の総合事務所として、国策遂行の任に当たり、戦後も激動する社会情勢の中において、農地改革・食糧増産・米穀の供出等に重要な役割を果たしていた。

財政再建を契機に、町村合併の急速な進展、市町村の行政能力向上を背景に、市町村の自主性尊重の立場から、県の出先機関の業務・管轄区域の抜本的な見直しを行った。地方には、本庁では処理しえない現場あるいは現業的事務を処理させる専門独立の事務所を、地形または交通事情にあわせて設置することにし、併せて余剰人員を削減するため、地方事務所を廃止し、現場的事務の処理を中心とする単独事務所の設置に踏み切った。

県税事務所 既設の県税事務所(二)および地方事務所の税務課(八)を統合して、税務署の管轄区域にあわせ、五か所の県税事務所を設置した。—佐賀・鳥栖・唐津・伊万里・武雄農業事務所 主要食糧、その他農産物の生産・集荷・配給等の事務を行ったため、各郡に設置し、植物病害虫防除所を併設した。—佐賀・神埼・鳥栖・小城・唐津・伊万里・武雄・鹿島農地事務所 開拓地當農指導および團体當土地改良事業等の事務を行

## 第4章 機 構

### 地方事務所の変遷

| 年月日                                                      | 内 容                                                                    |
|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 昭 17.7.1                                                 | 地方事務所を佐賀、神埼、三養基、小城、東松浦、西松浦、杵島、藤津の8か所に設置<br>※課制——総務、兵事厚生、経済             |
| 18.4.1                                                   | 課制改正 ※総務、兵事厚生、経済、教育                                                    |
| 20.7.31                                                  | 各地方事務所に土木管区事務所を吸収、東松浦地方事務所に唐津港務所を吸収<br>※課制——総務、兵事厚生、経済、土木              |
| 20.10.1                                                  | 課制改正 ※総務、教学、経済、土木、耕地                                                   |
| 22.1.1                                                   | 課制改正 ※総務、教学、経済、土木、農地、開拓                                                |
| 22.4.30                                                  | 課制改正 ※総務、教学、経済、土木、農地、開拓、税務、厚生<br>東松浦地方事務所から唐津港務所を分離                    |
| 22.5.1                                                   | 旧土木管区事務所を土木出張所(8)として分離<br>※課制——総務、教学、経済、農地、開拓、税務、厚生                    |
| 23.1.21                                                  | 教学課を教育委員会事務局出張所(8)として分離<br>※課制——総務、経済、農地、開拓、税務厚生                       |
| 23.11.1                                                  | 課制改正 ※総務、税務、産業、農地<br>森林土木出張所(南山、小城)を分離                                 |
| 24.12.20                                                 | 課制改正 ※総務、税務、産業、農地<br>福祉事務所(8)を分離                                       |
| 25.5.1                                                   | 課制改正 ※総務、税務、産業、農地                                                      |
| 25.10.4                                                  | 福祉事務所(8)を分離                                                            |
| 26.10.1                                                  | 課制改正 ※総務、税務、産業、農地                                                      |
| 28.9.22                                                  | 課制改正 ※総務、税務、産業、農地<br>廃止、単独事務所に再偏                                       |
| 29.11.30                                                 | 地方事務所税務課(8)——→県税事務所(5)<br>県税事務所(2)——→農業事務所(8)<br>森林土木出張所(2)——→山林事務所(8) |
| 農地課——農地事務所(8)、同出張所(2)<br>農業事務所、山林事務所、農地事務所を農林事務所(8)として統合 |                                                                        |
| 30.12.10                                                 |                                                                        |

うため六か所に設置した。—佐賀・神埼(鳥栖出張所)・小城・唐津・武雄(伊万里出張所)・鹿島

山林事務所 森林土木出張所(2)を廃止し、林業經營・造林・林業技術指導・林產物検査等の事務を行うため、六か所に設置した。—神埼・南山・小城・唐津・伊万里・鹿島

地方事務所廃止に併せて、福祉事務所については、市の区域の拡大に伴い、福祉地区を統合し、八か所の福祉事務所を五か所(中部・東部・北部・西部・南部)に統合し、土木出張所を土木事務所と改称し、古湯土木出張所は佐賀土木事務所に吸収した。このほか、土木部の道路課分室(高木瀬道路整備事務所)を道路整備事務所として独立させ、道路の補修・舗装、建設機械・車両の整備を行うこととした。

**昭和三十年** この年の財政再建に伴う機構改革は、本庁組織の大幅な整備縮小・農業関係出先機関の統合を中心に行つた。

△本 庁▽

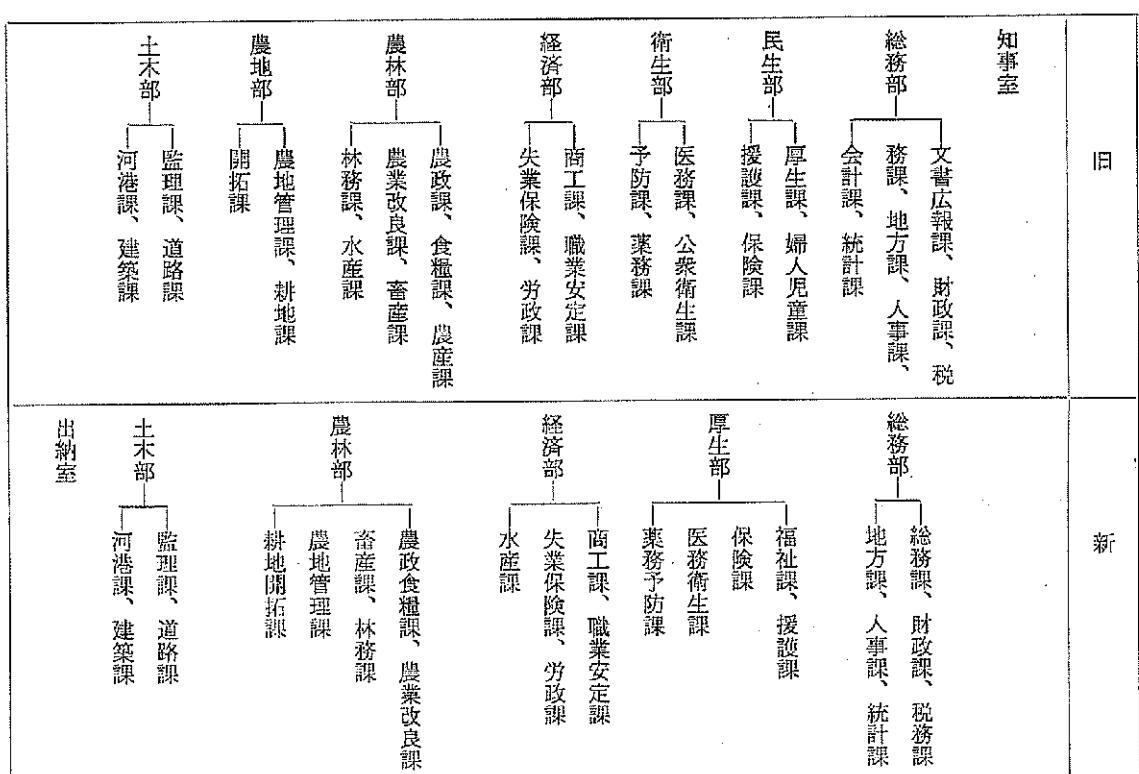
八月、知事室の課制(秘書課・総務課・開発課)を廃止し、庶務班・企画班の班編成とした。

十二月十日には本庁・出先機関を通じて大幅な機構改革を行い、本府では一室七部三三課を五部二六課一室に縮小した。

部室では、知事室を総務部に吸収、民生部と衛生部を統合して厚生部とし、農地部を農林部に吸収、新たに出納室を設置した。

総務部の課の改廃は、知事室と文書広報課を統合して総務課を設け、会計課を出納室の設置に伴い廃止し、また地方課所管の自衛隊・文教事務を総務課に移管した。厚生部では、厚生課と婦人兒童課をあわせて福祉課、医務課と公衆衛生課をあわせて医務衛生課、予防課と薬務課をあわせて予防薬務課を設けた。

### 昭和30年12月の機構改革（本庁組織）



わせて農務予防課とした。農林部では、農政課と食糧課を統合して農政食糧課、農産課を農業改良課に吸収、旧農地部の開拓課と耕地課を統合して耕地開拓課とし、水産課を経済部に移管した。

△出先機關▽

三月、県営有料道路「住の江橋」の開通に伴い、住の江橋管理事務所を新設した。

四月、唐津港事務所を唐津港管理事務所と改称した。

八月、東京事務所を東京連絡所と改称し、課制を廃止した。

林事務所新設による再編成、試験研究機関の統合を行つた。

農林關係では、二十九年十一月設置した農業・農地・山林の三種の事

務所を農林事務所とし

設置、蚕業技術指導所

を蚕業指導所と改める

と共に、蚕業取締所を

は、佐賀・唐津の性病

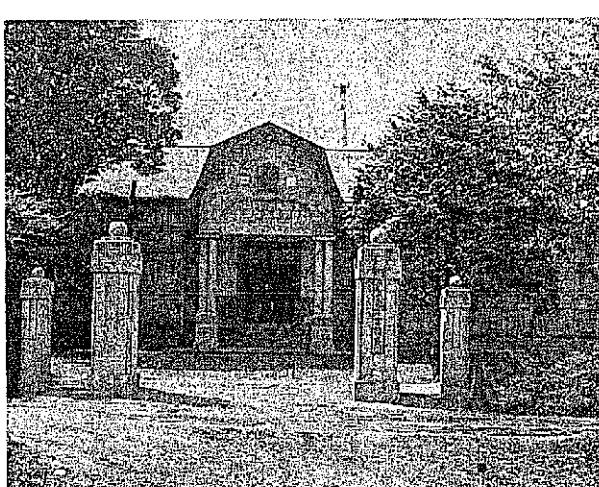
診療所を廃止し、保健

所に併設した。

勞政事務所臺北監理處

事務所の出張所とし、

武雄勞政事務所出張昌



## 財政再建のため廃止された県窯業指導所 (梅田町)

伊万里事務所を伊万里労政事務所に昇格させた。

試験研究機関では、農業試験場畑作分場および水産試験場高木瀬養魚池を廃止するとともに、蚕業指導所を廃止して蚕業試験場の塩田分場とした。

昭和三十一年 この年は、本府の機構改革ではなく、三月には有田陶芸工公共職業補導所を廃止した。

九月、住の江橋を日本道路公団へ引き継いだため、住の江橋管理事務所を廃止した。

十月、精神衛生法に基づいて、精神衛生相談所を佐賀保健所に併設した。

#### 昭和三十二年

△本 序▽

四月、開拓関係事務の所管替えを行い、耕地開拓課を耕地課に、農地管理課を農地開拓課に改めた。

△出先機関▽

四月、協同組合学校を協同組合講習所と改称した。

八月、輸出農産物増殖指導所を改組して、上場地区の畑作振興のため、畑地當農指導所を設置した。

九月、堺春防止法制定に基づいて婦人相談所を新設した。農業関係では、農業試験場蚕業分場を廃止し、三か所の蚕業指導所を佐賀の一か所に統合し、唐津・鹿島に出張所を置いた。

十月、県立病院の付属看護学院を准看護学院に改称した。

十一月、千拓・土地改良・開拓事業のため、南川副・白石ほか五か所に耕地事業所を設けた。

昭和三十三年 この年は、財政再建団体という厳しい情勢の中ながらも、建設事業や産業振興の面での新規事業によつやく曙光が見られた。

△出先機関▽

一月、佐賀家畜保健衛生所を中央家畜保健衛生所と改称した。

三月、集約酪農地域における酪農經營・草地改良指導のため、集約酪農指導所を新設した。

四月、東京連絡所を東京事務所と改称、商工課内の工業技術相談室と木竹工業試験場を統合して、工業試験場を設置した。

六月、有田ダム建設のため有田ダム建設事務所を設置した。

七月、佐賀・神埼・小城の各農林事務所を統合して佐賀中部農林事務所を設置した。

八月、県下各地の公共職業補導所をそれぞれ職業訓練所と改称し、佐賀建築工公共職業補導所は赤松職業訓練所、佐賀公共職業補導所は多布施職業訓練所に改めた。農業関係では、本庄江沿岸の排水工事のため本庄江耕地事業所を新設し、従来の地区農業改良普及事務所（二五か所）については庶務事務を農林事務所に移して農業改良普及所と改称し、一九か所に統合した。

九月に統合した。

#### （四）行政の積極化と機構の充実

（三十四年～三十九年）

この時期は、経済の高度成長・地域開発の時代であり、行政政策は積極化の傾向にあつた。本県では、財政事情の好転を背景に、産業振興計画が実施に移され、特に本県の基幹産業である第一次産業では、農林漁業を通じて構造改善事業が全市町村で実施されるなど、行政施策も

大規模化し複雑化していった。

一方、財政難のため、足踏みの状態にあつた社会福祉の面でも各種施設の設置が進み、充実の一途をたどつた。

なお、三十四年四月には知事選挙が行われ、池田直が公選第四代知事に就任した。

また、この時期の機構改革の大きな特徴は、産業振興計画の実施体制の整備であった。

昭和三十四年

△本 庁▽

五月、国民年金法施行のため、国民年金課を新設した。

九月、総務部の総務課から秘書課と企画課を分離独立させ、観光事業の積極化のため商工課を商工観光課に改め、耕地課を土地改良課と干拓開墾課に分離した。

△出先機関▽

四月、中京地区の就職開拓のため関西経済事務所の名古屋駐在所を設置、売春防止法制定に伴い各保健所併設の性病診療所を廃止した。

十月、岸川ダム建設のため、岸川耕地事業所を設置した。

昭和三十五年

△出先機関▽

四月、中京・北九州地方と経済交流を深めるため、名古屋市に関西経

済事務所名古屋駐在員事務所を拡充して名古屋経済事務所、小倉市に北九州経済事務所を設置した。また、身体障害者授産場を改組して、身体障害者更生指導所を設置した。

七月、厚生省所管の各種社会保険事務の出先機関として、唐津市に社

会保険出張所を設置した。

八月、岸川ダム建

設促進のため、岸川耕地事業所を拡充して、岸川土地改良事務所と改称した。

十月、精神薄弱者

福祉法の制定に伴い精神薄弱者更生相談

所、炭鉱離職者の職業訓練のため多久職業訓練所を新設した。

十一月、耕地事業所の名称について、南川副を川副に、西

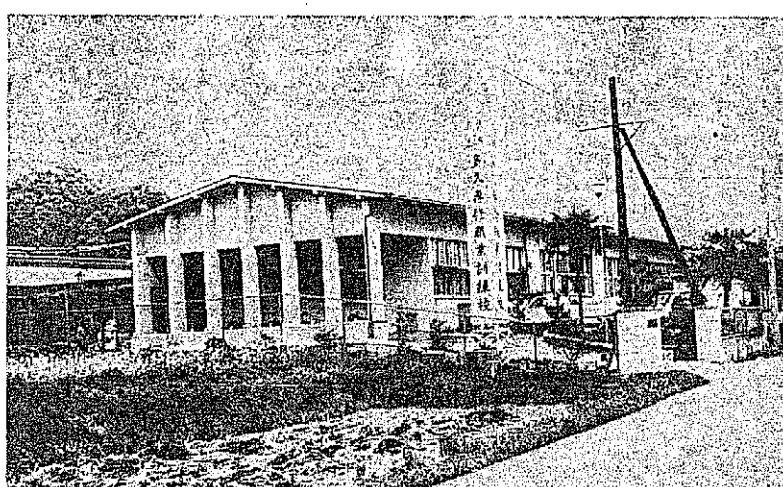
川副を東与賀とそれぞれ改めた。

△本 庁▽

昭和三十六年

一月、財産管理の適正化のため、財政課から管財課を分離独立させ、医務衛生課と薬務予防課の分掌事務の一部を変更し、医務予防課、薬務衛生課と改称した。

五月、婦人問題対策・青少年保護育成事業の強化のため、福祉課から



多久専修職業訓練校—炭鉱離職者の職業訓練施設として昭和35年10月設置

婦人児童課を分離独立させた。

十月、産業振興計画・地域振興計画・大型プロジェクトへの取組み等、企画課事務処理体制の効率化をはかるため、企画課の係制を廃止し、企画調査員（係長級）を置き、農業改良課に普及事業の専門技術員室を設置した。

十二月、前述の産業振興計画の実施体制として、商工観光課を工鉱課と商務観光課に分離し、産業奨励館の診断業務を工鉱課に移管した。また、かんきつ類の生産指導体制を強化するため、農業改良課から園芸課を分離独立させた。その他、薬務衛生課を薬務課と公衆衛生課に分離した。

△出先機関▽

六月、有田ダム完成に伴い、有田ダム建設事務所を廃止した。

九月、県下消防関係者の訓練施設として、消防学校を新設し、多良岳

開発のため鹿島農林事務所に多良岳開発課を設置した。

十二月、県外の経済事務所（関西・名古屋・北九州）をそれぞれ大阪事務所・名古屋事務所・小倉事務所と改称し、県

集約酪農指導所を廃止した。

昭和三十七年

△本庁▽

五月、総合調整機能充実のため、企画課と参事を改組一元化して、総務部に企画室を設置した。

七月、河内ダム建設・農業用排水事業等、土地改良事業の実施に伴

八月、災害対策基本法制定に伴い、防災業務の総合調整と計画的処理体制を確立するため、地方課の消防事務と企画室の災害事務を統合して、防災課を設置し、国民健康保険事業の指導体制を強化するため保険課から国民健康保険課を分離した。

△出先機関▽

四月、精神薄弱者援護施設として九千部学園を、県民の保養と観光事業の発展をはかるため北山ダム国民宿舎を新設し、多布施職業訓練所を廃止した。

八月、ノリを中心とする有明海の養殖漁業の振興をはかるため、水産試験場有明海分場を独立させて、養殖試験場を設置した。

十月、唐津社会保険出張所を唐津社会保険事務所と改称した。

昭和三十八年

△本庁▽

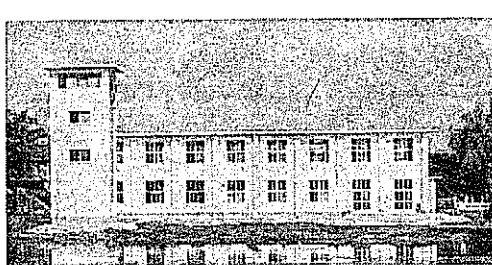
七月、観光事業の伸長、中小企業の育成、特に金融・企業診断・団体振興の強化のため、工鉱課と商務観光課を、中小企業課・工鉱課・観光通商課に改組した。農業関係では、農業構造改善事業の企画調整の中核として、農業構造改善室を設置した。

△出先機関▽

二月、北九州市の発足に伴い、小倉事務所を北九州事務所と改称した。

四月、生活保護法に基づく救護施設として日の限寮を、軽費老人ホームとしていずみ荘を新設した。また、多久地方の炭鉱離職者対策を強化するため、佐賀公共職業安定所多久出張所を昇格させて、多久公共職業安定所とした。

七月、河内ダム建設・農業用排水事業等、土地改良事業の実施に伴



県消防学校（佐賀市）  
(昭和36年9月完成)

い、嘉瀬川・河内・梅の木ダムの各土地改良調査事務所を設け、また、

岸川ダムの完成に伴い、岸川土地改良事務所を廃止して、岸川防災ダム

管理事務所を設置した。

八月、一九か所の農業改良普及所を一五か所に再編成し、従来農林事務所に併設していた植物病害虫防除所を農業改良普及所に移管した。また、多良岳開発事業の進展に伴い、鹿島農林事務所の多良岳開発課を多良岳開発事業所として独立させた。

十一月、種鶏場の移転新築を機に、種鶏場を養鶏試験場に、種畜場を

畜産試験場に改称した。

昭和三十九年  
△本 庁▽

四月、農林部の専門技術員室を、農業・林業の各専門技術員室に分離した。

六月、都市計画事業の増大のため、道路課から都市計画課を分離し、河港課所管の工業用水道事業を併せ処理することとした。

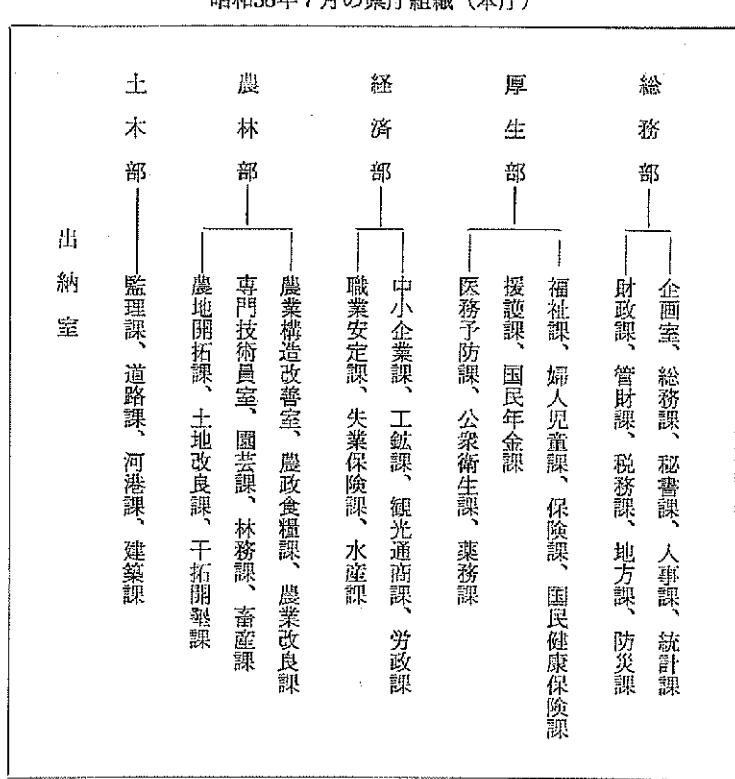
七月、企画室を知事直属とし、青少年対策部門を新設した。

△出先機関▽

四月、従来、県社会福祉協議会で運営していた乳児院みどり園を県立建設事務所に改組した。

六月、事業実施体制整備のため、河内土地改良調査事務所を河内ダムに移管した。  
八月、東山代干拓の完了に伴い東山代耕地事業所を廃止し、紙業試験場を工業試験場に吸収した。

#### (四) 行政需要の多様化と機構の拡大 (四十年)~(五十年)



四十年代は、これまでの開発優先・経済至上主義から、「社会资本の充実」・「環境保全」・「福祉優先」といった住民生活を重視した行政に転換した時期である。

本県でも、公害問題・消費者保護・土地利用の規制等の新しい形の行政や福祉行政の充実がはかられる一方、高速自動車道や空港の建設・国立医科大学の誘致等大型プロジェクトの登場、さらに五十一年には第三

十一回国民体育大会の開催という大事業を目前にひかえていた時期であった。これら増大し多様化していく行政需要に対応するため、行政機構は拡大し、知事部局の本庁組織は、四十五年六部一室四八課が五十年には七部一局六七課に増大している。

昭和四十年

△本 庁▽

六月、青少年問題、交通安全の重要性にかんがみ青少年交通対策室と、行政の見直しや事務改善等行政の効率化、行政経費の節減を行うため行政調査課を、それぞれ企画室から分離独立させた。

△出先機関▽

四月、献血による保存血液の安定供給のための血液センター、呼子と名護屋間の有料道路建設のための有料道路建設事務所、漁業後継者育成のための漁民研修所、厚生省所管社会保険事務の出先機関として佐賀社会保障事務所をそれぞれ新設するとともに、土木用資材の調査・検査事務を強化するため、道路整備事務所を道路整備調査事務所に改組した。

六月、交通・通信機関の発達、社会・経済情勢の変化、市町村行政の広域化に対処して、県税事務所・福祉事務所・家畜保健衛生所を統合した。すなわち、県税事務所については、鳥栖県税事務所を佐賀に、伊万里県税事務所を武雄県税事務所に吸収し、佐賀・唐津・武雄の三か所とした。福祉事務所については、東部福祉事務所を中部福祉事務所に、南部福祉事務所を西部福祉事務所に吸収し、北部・西部・中部の三か所とした。家畜保健衛生所についても、中央・神埼・三養基・小城の各家畜保健衛生所を中部家畜保健衛生所として、西松浦・杵島・藤津の各家畜保健衛生所を西部家畜保健衛生所としてそれぞれ統合し、また東松浦家

畜保健衛生所を北部家畜保健衛生所と改称して、從来の八か所を三か所に統合整備した。このほか、多良岳開発事業所を鹿島農林事務所に所属させ、上場開発のため唐津農林事務所に開発計画課を新設するとともに、事業実施のため嘉瀬川土地改良調査事務所を嘉瀬川土地改良事務所に改組した。

七月、東与賀干拓の完了に伴い、東与賀耕地事業所を廃止した。

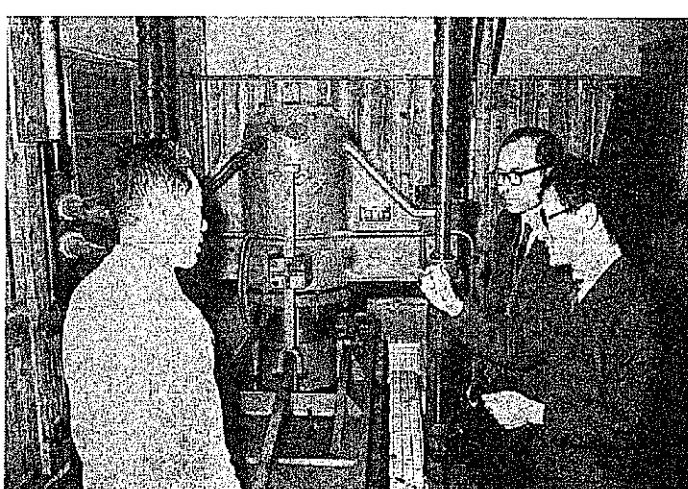
△本 庁▽

四月、中小企業診断業務を強化するため、中小企業課の診断係を昇格させて、中小企業診断指導室を設置し、府内各課の給与旅費支払事務を出納室で集中管理することとした。この

ほか、防災課の鉱害係を公鉱害調整係に拡充して、鉱害と併せて公害問題調整の窓口とした。

△出先機関▽

七月、一部事務組合である県競馬組合の発足に伴い、競馬事務局



中小企業診断指導室の企業診断（昭和41年）

## 昭和四十二年

△本 序▽

二月、伊万里湾開発の計画調査担当として、工鉱課に伊万里湾開発調査室を新設した。

九月、医療保健行政の円滑な推進をはかるため、医務予防課・公衆衛生課を、医務課・予防課・環境衛生課に改組した。また、七・九災害対策として、河川改修事業・砂防事業の推進体制強化のため、河港課を河川課と港湾課に分離するとともに、各土木・農林事務所の災害復旧部門を強化した。このほか、中小企業診断指導室を中小企業総合指導室、農業構造改善室を農業構造改善課に改めた。

△出先機関▽

一月、東部工業用水道の給水開始に伴って、東部工業用水道管理事務所を設置した。

三月、赤松職業訓練所の名称を、移転拡充に伴い、中央職業訓練所に改めた。

四月、梅の木ダム用水事業の完了に伴い、梅の木ダム土地改良調査事務所を廃止した。

五月、有料道路「名護屋大橋」の開通に伴い、有料道路建設事務所を廃止した。

七月、交通事故犠牲者の多発に対処して、相談業務を強化するため、交通事故相談所を設置した。

九月、九州縦貫高速自動車道の建設促進のため、道路公団から委託の用地事務を処理するため、鳥栖土木事務所に高速自動車道路建設推進室を設置した。

## 昭和四十三年

△本 序▽

六月、県民生活と関係の深い交通対策・青少年問題・公鉱害問題・消費者行政等の事務を総合的に処理するため、青少年交通対策室・防災課の公鉱害調整係・中小企業課の消費者行政係の三者を統合し、知事直属の県民室を新設した。また、統計課と行政調査課を統合して統計調査課とし、農業土木事業関係を用水開発と基盤整備の面から再編成するため、土地改良課を土地改良第一課と改め、土地改良事業の総括と用排水事業を担当し、干拓開墾課を土地改良第二課と改め、従来の事務のほか圃場整備・鉱害復旧・農地集団化事業を所管することとした。

△出先機関▽

四月、医療・看護技術の高度化に対処して、准看護学院の生徒募集を停止し、高等看護学院を設置した。また、家庭の主婦を中心とする内職の指導とあっせんをはかるため、内職公共職業補導所を設置した。

六月、単独出先機関である耕地事業所（川副・白石・福富・藤津・本庄江）・嘉瀬川土地改良事務所・河内ダム建設事務所を各農林事務所に組み入れた。

九月、青少年の健全育成の一環として、虹の松原ユースホステルを設置した。

△本 序▽

## 昭和四十四年

一月、知事直属の室として知事室を設置し、総務課から広報事務を移管し、秘書事務と併せて行うことにして、秘書課を廃止した。また、観光通商課の通商事務を工鉱課に移管し、課の名称をそれぞれ観光課・工鉄通

商課に改めた。

△出先機関▽

一月、岩屋川内ダム建設のため、岩屋川内ダム建設事務所を設置した。

四月、農業後継者の総合的研修を行うため、農業研修学園を設置し、農業講習所と経営伝習農場を廃止した。農業改良普及所については五ヶ所を八ヶ所・三支所に結合した。

七月には、公共事業に係る用地取得事務の増大に対処し、佐賀・鳥栖・伊万里の各土木事務所に用地課を設置した。

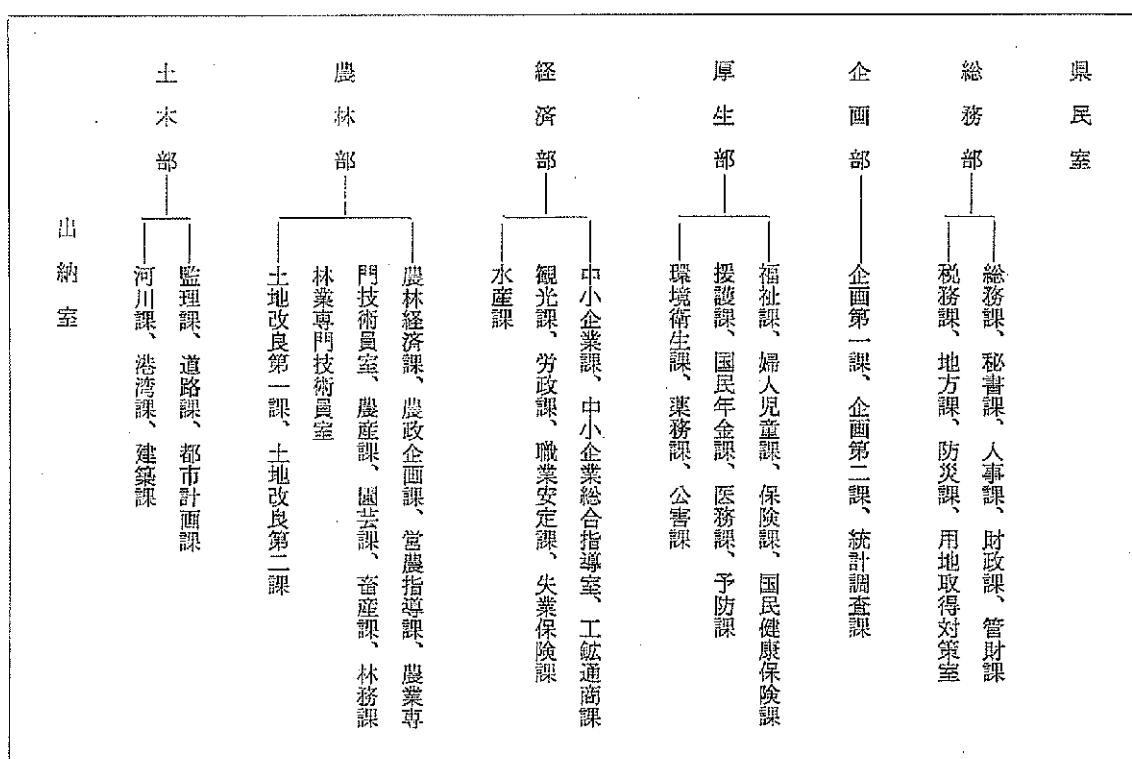
昭和四十五年 五月には、部の新設を含む大幅な機構改革を行ったが、この改革の主眼は、長期総合開発計画の策定・推進にあたる企画部門の強化と、従来の増産を基調とした農政から「うまい米づくり」への転換、土地基盤の整備、さらには園芸・畜産の振興、これらの流通問題にいたる総合農政の推進を目的とした農林部の機構改革が中心となるものであった。

△本庁▽

五月、知事直属の知事室を廃止して総務部に秘書課を設置し、調整機能の充実と長期総合開発計画の策定のため、企画室を企画部に昇格させた。同部は、旧企画室を計画・調整部門と開発部門に分けた企画第一課と企画第二課、および総務部から移管した統計調査課の三課で編成した。

農林部では、農産物の流通対策を強化するため、農政食糧課を農林経済課と改め、また農業政策の総合企画の充実等のため、農業構造改善課・農業改良課・農地開拓課の事務分掌を再編成して、農政企画課・營農指導課・農産課を設置した。このほか、公用または公共用地の取得等

昭和45年5月の県庁組織(本庁)



の総合調整を行うため、総務部に用地取得対策室を設置した。

九月、公害防止対策を強化するため、県民室の公鉱害調整係を発展解

消して、厚生部に公害課を新設した。

△出先機関▽

一月、岸川防災ダム管理事務所を廃止した。

五月、岩屋川内ダム建設事務所を岩屋川内ダム竜門ダム建設事務所と

改め、竜門ダムの建設事業を併せ担当することとした。

十二月、県民室内の消費生活相談室を拡充して、消費生活センターを設置した。

昭和四十六年 この年は、全国でもさきがけ的な精神薄弱者総合援護

施設の開設や環境保全行政の一元化等住民の福祉関係、佐賀空港建設や

伊万里湾開発等の開発推進の機構の新設があげられる。

△本 庁▽

九月、佐賀空港建設等重要事業の推進のため、知事直属の参事室を新設した。参事室には、佐賀空港建設事業のほか、総務部の秘書課を同室に移管し、用地取得対策室および統計調査課の行政調査事務を参事室参考で処理することとした。公害等環境保全行政のため、厚生部内に環境保全対策室を設置し、既存の公害課に、環境衛生課を分離した環境整備課と環境生活課の二課を加え、三課編成とした。経済部は、工鉱通商課の通商係を中小企業課に移管して工鉱課と改称し、七ツ島工業団地等伊万里湾開発事業のため工鉱課内の伊万里湾開発調査室を伊万里湾開発室と改め、独立の室とした。また、職業安定課から職業訓練課を分離独立させた。農林部では、稻作転換による青果物等転換作物の出荷調整・販路開拓・価格安定対策を強化するため、転換作物販売対策室を設置し

た。このほか、土木部の工事検査監制を改め、工事検査室を設置した。

△出先機関▽

一月、精神薄弱者の更生授産の総合援護施設として佐賀コロニーを新設した。

四月、高等看護学院を保健婦養成も併せ行うことにして、衛生専門学院に改めた。

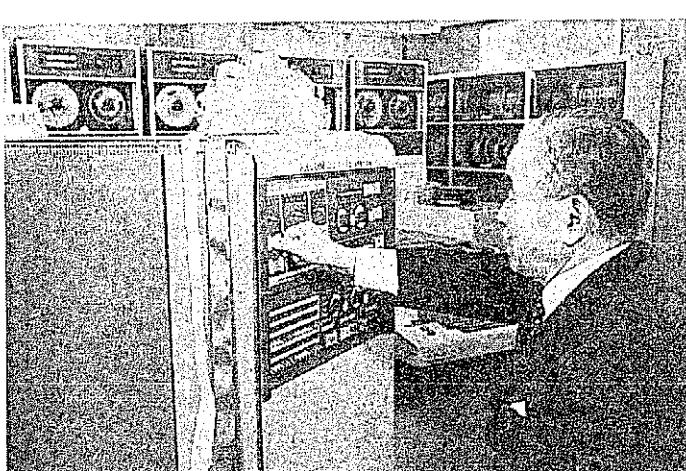
九月、経済部の中小企業総合指導室を中小企業総合センターに改めるとともに、本庁組織からはずした。また、建設工事の試験研究・建設技術研修のため、道路整備調査事務所を改組して、建設技術センターを設立した。

置

昭和四十七年

△本 庁▽

八月、環境保全対策室



県 庁 電 子 計 算 の 機 式 動 始 (昭和47年10月)

を環境保全局に改め、林務課の鳥獣保護事務を同局の環境整備課に移管した。農業基盤整備事業の推進のため、農林部に農地改良開発局を設け、土地改良第一課・土地改良第二課を所管させることにし、土地改良課第一課に筑後川・上場地域の開発推進を担当する特定地

域開発室を設けた。このほか、電子計算機導入のため統計調査課から電子計算課を、漁港行政充実のため水産課から漁港課を分離独立させ、公用地取得事務の増加に伴い監理課内に公用用地室を設置した。

#### △出先機関▽

八月、嘉瀬川改修事務所を佐賀土木事務所に吸収した。

#### 昭和四十八年

#### △本庁▽

六月、五十一年開催の第三十一回国民体育大会の準備のため、教育委員会事務局の国体準備室を知事部局に移管して、国民体育大会事務局を設置し、同局に総務企画課・連絡調整課・競技式典課を設けた。企画部関係では、物価問題の重要化に伴い物価対策課を、土地利用の適正化をはかるため企画第一課を、土地利用対策室を新設した。土木部関係では、監理課内の公用地室を公用用地室とし、独立させるとともに、九州横断自動車道建設促進のため監理課内に九州横断自動車道対策室を設置した。



佐賀総合庁舎（佐賀市高木瀬町） 昭和48年11月完成

事業の強化のため、福祉課の地方改善係を改組して、課内室として同和対策室を設置した。このほか、転換作物販売対策室を改組して、流通対策課とした。

#### △出先機関▽

五月、身体障害者更生指導所を廃止して、肢体不自由者更生施設・身体障害者療護授産施設として、希望の家を設置した。

六月、九州横断自動車道の用地取得事務のため、九州横断自動車道用地事務所を設置した。

八月、内職公共職業補導所を内職相談センターと改称した。

十一月、養殖試験場の移転新築に伴い、有明水産試験場と改称した。

#### 昭和四十九年

#### △本庁▽

七月、総務部では、参考室の秘書課を総務部に移管し、総務課から広報課を分離独立させた。企画部では、企画第一課の土地利用対策室を課相当の土地対策室とし、物価対策課を廃止して事務を県民室に移管した。厚生部では、福祉課の同和対策室を課相当の室に格上げし、五十一回開催の第十二回全国身体障害者スポーツ大会の準備のため、福祉課内に全国身体障害者スポーツ大会開催準備室を設置した。経済部では、伊万里湾開発事業の縮小に伴い伊万里湾開発室を廃止し、水産業の生産振興・流通対策の強化のため水産課を漁政課と水産振興課に分離した。農林部では、治山治水・緑化事業を強化するため、林務課から森林保全課を分離した。

厚生部では、同和対策

#### △出先機関▽

四月、公害の検査・研究体制を強化するため、公害センターを設置するとともに、漁業研修所を漁業研修所と改称した。

七月には、伊岐佐ダム建設のため伊岐佐ダム建設事務所を設置し、岩屋川内ダムの完成に伴い岩屋川内ダム竜門ダム建設事務所を竜門ダム建設事務所と改称したほか、栽培漁業推進のため、水産試験場に栽培漁業課を設置した。

昭和五十年 この年は、八月、部の新設・廃止を含む大規模な機構改革を行ったが、特色は基幹産業である農林水産業の振興、県民の福祉・健康増進に主眼を置いたものであり、また知事直属の参事室・県民室、部と課の中間組織である環境保全局・農地改良開発局を部の組織に組み入れたことである。

#### △本 庁▽

四月、雇用保険法の制定に伴い、失業保険課を雇用保険課と改称した。

八月、大幅な機構改革を実施し、従来の二室六部一局六二課（室）を七部一局六七課（室）に拡充したが、その概要是次のとおりである。

室・部・局では企画部を廢止し、総務部に吸収した。厚生部は、県民の福祉生活に関する部門を福祉生活部、衛生・環境保全に関する部門を保健環境部に分けた。農林部と経済部の分掌事務を見直し、経済部から水産関係を農業関係に移し、農林部を農業水産部と農地林務部に分離するとともに、知事直属の県民室、参事室、中間組織であった厚生部の環境保全局・農林部の農地改良開発局はすべて廃止した。

これらの改革に伴い、総務部では、総務課は旧参事室所管事項のうち



昭和50年8月の県庁機構改革（佐賀新聞）

重要施策の総合調整・行政調査を担当し、従来の総務課の文書・文教・法規事務は新設の学事文書課の所管とし、防災課を消防防災課に改称した。旧企画部の企画第一課と企画第二課は企画課として統合し、土地対策室は土地対策課と改称した。

福祉生活部では、福祉課内の全国身体障害者スポーツ大会開催準備室を課相当に昇格させ、旧県民室所管事務については、県民生活課と青少年年交通安全対策室を設置して分掌させた。このほか、県民生活課内に県民相談室を設けて、県民の相談窓口とともに、公聴事務を分掌させた。

保健環境部では、成人病対策を充実するため予防課を保健予防課と改称し、旧参事室所管の医科大学設立準備事務を所掌させるため、国立医科大学設立準備室を新設した。

経済部では、中小企業課を商工振興課と改称し、九州電力玄海原子力発電所等原子力問題の総合調整の担当として、工鉱課内に原子力対策室を新設した。

農業水産部は、一般農政と水産部門を担当することになり、農政企画課と農林經濟課を農政課として統合し、既存の農産課・營農指導課・園芸課・流通対策課・畜産課・農業専門技術員室に水産關係三課を加えて、一室九課編成とした。

農地林務部は、旧農林部の農地改良開発局の所管事項・開拓・林業部門を担当することとし、林業関係一室二課のほか、筑後川土地改良事業等大規模な農地整備事業の推進・鉱害復旧の強化・白石平野の地盤沈下対策のため、旧農地改良開発局の二課一室と農政企画課所管の開拓・農地事務を再編して、農地管理課・土地改良課・建設鉱害課・農地整備課の四課とし、農地整備課内に筑後川開発室を設けた。

土木部では、工事検査室を技術指導室、河川課を河川砂防課にそれぞれ改称するとともに、河川砂防課内に河川開発室を設置した。

△出先機関▽

七月、武雄社会保険事務所を新設した。

八月、前述の大規模な本庁組織の改革と併せて、特に佐賀中部農林事務所に筑後川開発推進対策室、武雄農林事務所に地盤沈下対策室を設置した。このほか、竜門ダムの完成に伴い竜門ダム建設事務所を廃止し、町田ダム建設のため伊岐佐ダム建設事務所を伊岐佐ダム町田ダム建設事務所と改める等、組織の整備を行った。

## 二 人事委員会

### (一) 委員会の設置

天皇の官吏としての戦前の公務員制度は、國民主権主義を根本理念とする新憲法のもとに、全体の奉仕者としての公務員へと画期的な転換をとげた。すなわち、昭和二十一年に制定された國家公務員法、二十五年に制定された地方公務員法（地公法）は、近代的・科学的人事行政を樹立するために、従前の封建的・身分隸屬的・官僚的な制度に代えて、民主的・能率的制度を導入した。その内容とするとところはおおむね次のとおりである。

- 一 公務の平等公開と成績主義（能力実証主義）の原則の確立
- 二 政治的中立性の確保
- 三 専門的人事行政機関の設置
- 四 職階制・研修・勤務成績の評定・福利厚生・身分保障等一連の措置による能率の維持増進

このことは、地公法についていえば、その目ざすところの「近代的公務員制度を確立することにより、地方公共団体の住民に対して、公務の民主的且つ能率的な運営を保障し、地方自治の本旨の実現に資する」ためのものであり、この目的達成の一環として、前記の専門的人事行政機関として、任命権者から独立した人事委員会を、都道府県・指定都市に置くこととされた。

本県では、昭和二十六年六月十二日、条例により佐賀県人事委員会が



警察官の採用試験風景

設置され、同日付で三  
人の人事委員が任命さ  
れて発足した。

**事務局の組織** 委員  
会発足と同時に、その

事務を処理するための  
機構として事務局を設  
置し、内部組織として  
局長のもとに総務・職  
員の二課を置いた。三

十年二月には課制を廃  
止して係制とし、新た

に次長・主査を置き、  
さらに、四十六年には

次長・次長補佐と改  
め、現在に至っている。

#### 委員会の権限

地公法制定以前の人事機関としては、地方自治法・道府県職員委員会に関する政令（昭和二十四年政令第七号）に基づき、二十四年二月十五日、知事を長とする職員委員会（委員七人）が設けられ、職員の任用、分限、懲戒の審査などの事務を取り扱っていたが、人事委員会の設置に伴い、大幅な権限の配分変更がなされた。

人事委員会の権限としては、大別して行政的権限・準司法的権限・立法的権限の三つが付与されている。

行政的権限としては、人事行政に関する調査、人事記録の管理、統計

報告の作成、給与・勤務条件・福利厚生制度等職員に関する制度の研究  
とその成果の提出、条例に対する意見の申出、人事行政運営に関する勧  
告、採用試験・選考の実施、職階制の立案実施、給与の支払管理、研修  
・勤務評定に関する総合企画、職員団体の登録・取消など極めて広範囲  
にわたっている。

準司法的権限としては、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査・  
判定し、必要な措置をとること、職員に対する不利益な処分についての  
不服申し立てに対する裁決または決定をすることがある。

立法的権限としては、委員会の権限に属する事項について、規則制定  
権が与えられている。

以上のような権限の行使は、委員会が合議制の機関であるところから、すべて会議によって委員会の意思を決定し、これに基づいて行われる。

委員会は、発足以来、二十八年の歳月を経過してきたが、この間の主な足跡は次のとおりである。

#### (一) 任用事務関係

地方公務員制度から、身分的差別や情実を排除し、公務を広く與民に對して平等に公開して、民主的・能率的な近代的公務員制度を確立するため、地公法は成績主義の原則を導入した。すなわち職員の任用は、受験成績・勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うこと的根本基準

としている。

このような趣旨にのっとり、委員会は次のような事務を処理してきた。

職階制の職員の任用は地方公務員の法体系からみて、本来職階制の実施準備実施を前提としたものであると考えられるので、委員会は二十七年一月から準備に入り、各部各廳ごとに九八人の職階事務担当者を委嘱するなどして検討を重ねたが、国家公務員との関連等から実施に至っていない。

勤務評定に勤務評定制度は、公務の能率的運営と人事管理を適正にに関する勧告するため、職員の職務実績・能力等を評定する制度である。知事部局では、昭和二十五年三月県人事考課規程を定めて、実施していた。この制度は、性格上、客観性・妥当性・信頼性に富むものでなければ、効果は望めないので、人事委員会では一年余にわたって研究し、二十八年三月、勤務評定に関する勧告を行い、試案を提示した。

このようなことなどを機に、改善がなされ、三十四年一月現在の県職員勤務評定規程が制定をみている。

職員採用試験二十八年十一月、委員会としてはじめての県職員六級職・五級職の採用試験を一般行政をはじめ五職種について実施した。この試験は、二十九年度に四級職試験を加えて、現在に至るまで毎年（三十一年度を除く）行われてきたが、三十二年度の試験から現在の上・中・初級試験と改称している。

なお、この試験のほかに、二十九年度から警察官採用試験を実施している。

吏員昇任試験二十九年一月、三級吏員昇任試験を一般行政など七職種について行った。この試験は四十六年

度までに一六回実施されたが、四十六年七月、現在の選考による昇任に切りかえた。

臨時職員に二十九年三月、委員会は、當時六九二人を数えたいわゆる臨時職員について、法の趣旨に従って適正な措置を講じるよう勧告した。

ここでいう臨時職員とは、事業費中の賃金・筆耕翻訳料・雜手当等の費目から給与の支給を受けて、短期間・臨時に雇用される定数外の職員を指している。この実態を見るとほとんどの者が数年の勤務実績を有

職員採用試験の推移

| 区分         | 初級    |     | 中級  |     | 上級  |     | 合計    |     |
|------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
|            | 受験者   | 合格者 | 受験者 | 合格者 | 受験者 | 合格者 | 受験者   | 合格者 |
| 昭和<br>28年度 |       |     | 356 | 57  | 258 | 56  | 614   | 113 |
| 29         | 1,224 | 84  |     |     |     |     | 1,224 | 84  |
| 30         |       |     |     | 17  |     | 6   | 17    | 6   |
| 31         |       |     |     |     |     |     |       |     |
| 32         | 1,045 | 29  |     |     |     |     | 1,045 | 29  |
| 33         | 1,159 | 53  | 133 | 19  | 472 | 19  | 1,764 | 91  |
| 34         | 1,009 | 51  | 51  | 6   | 179 | 22  | 1,239 | 79  |
| 35         | 766   | 54  |     |     | 165 | 23  | 931   | 77  |
| 36         | 767   | 65  | 51  | 14  | 202 | 48  | 1,020 | 127 |
| 37         | 946   | 133 | 37  | 10  | 264 | 60  | 1,247 | 203 |
| 38         | 1,287 | 131 | 37  | 8   | 226 | 67  | 1,550 | 206 |
| 39         | 1,313 | 81  | 28  | 5   | 255 | 40  | 1,596 | 126 |
| 40         | 1,442 | 113 | 48  | 8   | 352 | 60  | 1,842 | 181 |
| 41         | 1,457 | 82  | 31  | 5   | 287 | 47  | 1,775 | 134 |
| 42         | 1,488 | 115 | 53  | 8   | 417 | 64  | 1,958 | 187 |
| 43         | 1,408 | 158 | 86  | 9   | 429 | 54  | 1,923 | 221 |
| 44         | 1,518 | 194 | 28  | 3   | 417 | 81  | 1,963 | 278 |
| 45         | 1,416 | 143 | 158 | 17  | 434 | 78  | 2,008 | 238 |
| 46         | 1,263 | 144 | 153 | 23  | 604 | 86  | 2,020 | 253 |
| 47         | 1,239 | 98  | 161 | 11  | 722 | 101 | 2,122 | 210 |
| 48         | 1,285 | 192 | 141 | 13  | 702 | 124 | 2,128 | 329 |
| 49         | 1,775 | 83  | 138 | 17  | 957 | 82  | 2,870 | 182 |
| 50         | 1,442 | 67  | 259 | 12  | 966 | 67  | 2,667 | 146 |

資料：人事委員会調

ほか、また一般の職員と区別できない職務に従事するなど、臨時職員本来の雇用形態を逸脱しているものがあることから、法令の定めるところに従って任用・待遇等につき適切な措置をとることを求めたものである。

この勧告を受けて、各任命権者は三十一年に定数外職員取扱要綱を定め、准職員制度を採用して勧告の趣旨の実現をはかった。

その内容の主なものは、前述の臨時職員について、人事委員会の行う競争試験または選考に合格したもの为准職員として採用し、給与・勤務時間その他の勤務条件はもとより、身分取り扱いの一切を正規職員と同様とするというものであって、三十二年十一月、三十三年五月に委員会が実施した試験の結果、合格者についてそれぞれ採用の措置がとられた。さらに、三十七年九月に同趣旨の臨時職員採用特別措置試験を実施し、永年にわたっての懸案であった、いわゆる臨時職員の問題は解決をみた。

**市町村職員** 四十年四月、市町村における人事行政の近代化と職員採用統一試験の資質の向上をはかるため、委員会は諸富町ほか八町村の委託を受けて第一回の統一競争試験を実施した。この試験は現在までに延べ二四回実施した。試験実施協定を締結している団体は、県下全市町村と五つの一部事務組合に及んでいる。

### 〔二〕給与事務関係

旧制度における官公吏は、一身を奉じて國または地方公共団体に対し、忠実無定量の勤務義務を負うこととされ、これに対して身分の上下に応じてその生活を保障し、身分相応の体面を保つために必要な生活資金として俸給が恩恵的に与えられることとされていた。しかし地公法は

「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」と規定し、職員の給与は、職員が地方公共団体に提供した勤務に対する反対給付であることを明らかにしている。また、職員の給与の決定は、次の諸原則に従ってなされるべきものとされている。

一 均衡の原則 職員の給与は①生計費、②国および他の地方公共団体の職員の給与、③民間事業の従事者の給与、④その他の事情を考慮して定めなければならない

二 職務給の原則 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ

三 自主決定の原則 職員の給与は、右に述べた均衡の原則および職務給の原則に基づいて条例で自主的に定める

以上のような給与の本質ないしは給与決定の原則の上に立って、委員会には、職員の給与に関する勧告・意見の申し出などを行う権限が付与されており、これにより委員会が処理してきた事務は次のとおりである。

職員の給与に 二十六年十一月、委員会発足後はじめての給与勧告を行った。内容は「職員の平均給与を一一、二六三円に引き上げ、二十六年八月一日から実施されたい」というものであった。

この勧告は、実施時期二十六年十月一日ということで実施された。これは國における人事院の勧告およびこれを受けた給与法の改正とそれぞれ同一の内容となっている。その後は年によっては報告のみにとどめたこともあったが、今日に至るまでは毎年給与改定を勧告してきている。

各年において特記すべき事項は次のとおりである。

二十八年、從来不統一であった民間事業従事者の給与と公務員のそれを比較するための調査を、人事院と各県市的人事委員会が統一した基

準のもとに合同して行うこととなつた。

二十九年、三十年、民間における経済の状況などにかんがみ、勧告は行わず、報告のみにとどめた。

三十一年、この年の勧告は、いわゆるベース・アップでなく、職務給の原則に対応すべく給料表の構造の改善を主たる内容とするものであつた。その改善方法の概要是次のとおりである。

- 一 給料表の種類を合理化し、職務の特性に応じた給料表に改めること
- 二 五級に分類されている職務の級を改め、組織の段階に適合するよう原則として七等級に改めること

三 号級の異常な頭打ち、わく外を是正するため、各等級の号給の幅を合理化すること

四 昇給制度を実情に即するよう合理化することとし、通し号給制度を廃止すること

三十二年、三十四年、この両年は報告のみとした。特に三十四年の場

合は、県職員の給与が民間のそれを五・二%上回っていたため、人事院の勧告はあつたにもかかわらず報告のみにとどめた。

四十九年三月、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）に基づく教員給与の改善を勧告（第一次）、五月には激的な物価上昇などの社会経済情勢を考慮し、特別の措置として、四十九年度に限り勧告に基づく給料月額の改定がなされるまでの間、暫定的に給料月額を現行の一〇%増とすることを勧告した。

五十年五月、人材確保法に基づく教員給与の改善を勧告（第二次）、十月には従来どおり職員の給与の改定の実施を勧告したが、十月の給与改善の勧告に基づく改訂に当たっては、国の職員との均衡等諸般の事情から一号給下位の号給への切り替えが行われた。

その他の勧告 三十一年六月、本県は地方財政再建促進特別措置法に基づく再建団体となつたが、それより前、二十八年ごろから県財政は極度に窮迫し、職員の定期昇給発令が遅延するなどの事態が起つた。これに対して二十八年三月、定期昇給の期日厳守について要望したが、その後も、昇給発令や宿日直手当の額などについて、財政的な事情から職員に不利益を課する事態が相次いだので、委員会はその都度これらのは正措置を求める勧告・要望などを行つた。これらの勧告などは、二十八年から三十一年までの間に一一回に及んでいる。

## 週休一日も前向き見解

### 給与大幅アップ勧告

県人事  
委員会

四月にさかのぼり

人事委員会の給与勧告の報道  
(昭和48年9月 佐賀新聞)

## 四 公平審査關係

職員の身分上・経済上の権利をより具体的に保障するため、職員は、給与等の勤務条件について、人事委員会に対して、当局が適当な措置を

措置要求・不服申し立ての件数(昭26~昭50)

| 分                          |      | 措置要求(不服申立て)の件数                             |                        | 処理件数                 |
|----------------------------|------|--------------------------------------------|------------------------|----------------------|
| 措<br>置<br>要<br>求           | 区    | 与費間暇境利任他<br>時<br>環福<br>務<br>務生<br>給旅勤休執厚転そ | の計                     |                      |
|                            |      | 4,594<br>54<br>3,625                       | 5,504<br>13,777        | 4,594<br>54<br>3,625 |
|                            |      |                                            |                        | 5,504<br>13,777      |
|                            |      |                                            | 4<br>1                 | 4                    |
| 不<br>服<br>申<br>し<br>立<br>て | 分限処分 | 降<br>限<br>免<br>給<br>職<br>職                 | 10,089<br>8<br>24<br>1 | 4,877<br>3<br>1      |
|                            | 懲戒処分 | 戒<br>減<br>停<br>懲<br>戒<br>免<br>給<br>職<br>職  | 6                      | 6                    |
|                            |      | その<br>他                                    | 10,133                 | 4,891                |
|                            | 合    | 計                                          | 23,910                 | 18,668               |

とるべきことを要求することができ、また、懲戒その他の不利益処分を受けたときは、人事委員会に対して不服申し立てを行うことができる。人事委員会は、これを審査し、前者については認容・棄却等の判定を行い、その結果に基づいて自ら実行し、あるいは任命権者に対して必要な勧告を行い、後者については処分の承認・修正・取り消しなどの判定を行い、その結果によっては任命権者に是正指示を行うことになってい。これらはいわゆる準司法的権限と称され、人事委員会の機能のうちでも、重要な部分を占めるものである。これらの事務のうち人事委員会が処理した主なものは次のとおりである。

勤務条件に関する措置要求 二十六年九月県立病院好生館長から行われた医師など

医師などについて一般職員と異なる特別定額の手当を設定することは妥当でないとして、要求を棄却する裁決をした。

三十二年一月、小・中学校教職員一二人からなされた昇給昇格完全実施などの要求に対して、三十四年四月、定期昇給は条例に基づき適正に実施されるべきであるとして、その要求を認め、また教職員の定数増加については、勤務条件に該当しないとして要求を却下する裁決をした。

三十三年七月から十月にかけて、小・中・高校教職員九〇一人から行われた勤務評定を実施しないことなどの要求に對して、三十四年四月勤務評定および教職員定員確保については、勤務条件に該当しないとして要求を却下し、同年六月宿日直手当増額については、二五〇円を最低限度としてできる限り国家公務員と同等額まで引き上げるよう裁決した。

四十一年、小・中学校教職員三、六九〇人から行われた宿日直勤務の廃止および時間外勤務手当の支給についての要求に對して、同年十二月、宿日直は教職員の本来の任務に附隨した勤務であり、また労働基準法に規定する行政官庁の許可を受ければ法律違反でないとして、宿日直廃止の要求を棄却した。また、四十二年十一月、教員については原則として時間外勤務を命じない建て前がとられているとしても、他の部門の職員との給与上の権衡などから時間外勤務手当を支給するよう適切な措置がとられるべきであるとして、要求を一部認める裁決をした。

不利益処分に関する不服申し立て わゆる「佐教組事件」に關して、教育委員会が立った懲戒処分(停職)に對して、小・中学校教職員一一人から不服申し立てがなされ、三十二年から四十二年にかけて三四回の口頭審理を行つたが、その後、審理を中断している。なお処分無効確認の民事訴訟で



10・21スト（昭和41年）の不服申立ての受付  
(昭和42年1月 佐賀新聞)

は、控訴審として福岡高裁に係属中である。

三十六年二月一日に発生した肥前町立入野小学校の火災に関して、教育委員会が行つた停職二月の懲戒処分に対し、同校教職員二人から不服申し立てがなされ、審理の結果、三十九年一月に、火災防止についての職務上の注意義務を怠つたことは明らかだが、停職二月の処分は重きに失するとして、減給（十分の一）・六月の処分に修正した。

四十一年十月二十一日に佐教組が実施した休暇闘争に関して、教育委員会が行つた懲戒処分（戒告）に対して、小中学校教職員三、一〇四人から不服申し立てがなされた。本県では初めての大量事案の審理であつたため、う余曲折の後、ようやく四十八、九年に三回の準備手続きと四十九年五月から五十年一月までに四回の審理を実施した。その後、両当事者の話し合いにより、五十一年三月に申し立ての一括取り下げが行われ解決した。

**(四) その他の事務関係**

労働基準法・労働安全衛生法は、ほぼ全面的に地方公務員にも適用され、これらの法律に基づく監督権限は、地公法に基づき人事委員会が行うこととされているが、その職権行使の対象となる事業所は、二十七年十月に労働基準局と協議して決定した（三十六年六月、五十二年二月改正）。これらの職権行使としては、これまで解雇予告の除外認定、宿泊直の許可あるいはボイラーリ等特定機械の各種検査などの業務を行つてゐる。

**職員団体関係** I.L.O.八十七号条約の批准に伴い、地公法の一部が改正され、管理職員などと一般職員は同一の職員団体を組織することができることとされたが、この管理職員などの範囲は、人事委員会規則で定めることになったので、この規則を四十一年八月制定し、その後数次に改正を行つてゐる。また、職員団体の自主的・民主的な組織運営を確認し、公証するため、人事委員会が職員団体の登録をすることになつてゐるが、現在五団体を登録している。

**公平委員会** 三十年以後、唐津市・伊万里市を除く市町村などが公平受託事務 委員会事務を人事委員会に委託し、現在受託数は、五市四二町村二七組合にのぼつてゐる。受託事務の処理については、これまで、勤務条件に関する措置要求一件、不利益処分に関する不服申し立て六件を受理したが、いずれも申し立ての取り下げなどで解決してゐる。また、佐賀市ほか八市町の職員団体の登録を行つてゐる。

### 三 監査委員制度

監査委員は、地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、地方公共団体の財務に関する事務の執行および地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査を職務とし、地方公共団体の公正かつ能率的な事務処理の確保を目的とする制度である。

戦前の監査制度は、執行機関の組織の中に、調査課または考査課を設けて行う自己監査と、県議会の権限として法律で規定された県参事会が行う出納検査があつたが、昭和十八年の地方制度の改正で中央集権的性格が強く打ち出され、県参事会による出納検査は廃止され、執行機関の自己監査のみとなつた。

戦後の第一次地方制度の改正が昭和二十一年九月に行われ、地方行政の公正で能率的な執行を保障することをねらいとして、現在の監査委員制度が発足した。

二十二年五月の地方自治法の施行により、監査委員は地方公共団体を構成する監査機関として明確になり、監査委員の事務を補助する書記を置くこととし、制度の基礎が確立された。

本県では、二十二年に、監査委員四人（議会委員一人、学識経験者二人）が就任し、その運営に大きな期待が寄せられて監査委員制度が発足した。二十三年には監査委員の事務執行に関する条例、監査委員処務規程および監査委員事務局設置規程の制定で、本県の監査委員制度は、規程上からも機構上からも基礎ができ上つた。

### 四 広報・公聴

戦後の行政の特徴は、行政の民主化の一環として、行政側が積極的に施策を住民に啓発して、参加・理解を求め、また、住民の意思を積極的に施策に取り入れる、すなわち広報・公聴の重視である。

民主化政策を推進していた占領軍は、新聞・ラジオ等広報媒体を通じての啓発や住民と直接膝を交えたり、投書などによる民意のは握など広報・公聴活動に力を入れていた。佐賀軍政部でも、新聞に談話の発表、フィルム・映写機の貸し出し、講演会の開催、なかには飛行機で抽選券つき納税ビラをまくなど、積極的であった。このようなことから、行政において広報・公聴の重要性が認識され、積極的に取り入れられていくことになった。次いで同年四月、県報道事務規程を定め

二十三年から数次にわたつて監査委員の資格、任期、監査範囲の拡充などについての改正がなされ、監査委員の権限と機能の拡充強化がはかられた。本県でも監査委員の選任、構成、任期、職務権限などの改正、代表監査委員制度の創設等についての改善整備を行い、今日に至つている。

#### （一）広報

広報行政の誕生 二十四年一月には、佐賀軍政部の要請もあって、外務課の情報係を拡充して、報道係とし、広報に関する事務を取り扱うことになり、從来各部・課が個別に、必要な都度行っていたものが、統一してなされることになった。次いで同年四月、県報道事務規程を定め

た。

**佐賀県報道事務規程（抄） 昭和二十四年四月十二日付訓令甲第九号**

第一条 報道事務は県民に必要な知識を提供し県政（国政を含む）の現状を理解徹底させると共に民意を県政（国政を含む）に反映させることをもつて目的とする。

第二条 報道事務は次の通りとする。

一 軍政部発表に関する事項

二 県政に關する重要な請願・陳情及び投書等の処理状況発表に関する事項

三 県行政施策の宣伝及び啓蒙に関する事項

四 県政に関する情報の蒐集に関する事項

五 報道宣伝機関と

の連絡調整に関する事項

する事項

六 その他報道に関する事項

第三条 前条に定める事項の連絡調整を図るため、総務部外務課に情報係を置く。

第四条 庁内各課及び各

地方事務所に夫々

一名の報道係を置く。報道係は第二

条に定める事務に従事する。



県広報車（昭和35年7月）

第五条 庁内各部に夫々一名の報道主任を置く。報道主任は部内各課の報道事務の統合調整を図る。

これによつて、報道事務が組織・運営面においても整備された。

同年七月、佐賀軍政部は佐賀民事部と改称、十一月末には九州民事部に統合されたが、これを契機に、十二月、外務課は広報涉外課と改称するなど、広報事務が強化されることになった。三十四年十二月には、市町村広報の充実と県政広報との連携を密にするために、県広報連絡協議会が設置された。

広報紙の発行 二十四年三月、県政広報紙と銘打つて、佐賀県民新聞（題字一「県民」タブロイド版二頁、発行部数一万一、〇〇〇部、月一回）を発刊した。二号から九号までは四頁、二十五年一月（十号）からは月二回発行の二頁となり、部数も二万一、五〇〇部に増刷した。記事内容は、日刊新聞に掲載されないものに目を向けることにして家庭欄・漫画・川柳などを取り入れて、紙面に親しみを感じさせるなど工夫をした。三十三年から三十九年まではB5版・二〇頁、四十年四月からは「広報さが」と誌名を変えた。現在に至っている。



県広報紙「県民」の創刊号

二十五年四月からは当面の県政における各部門の問題点についてその対策を県民に広報することを目的に、月刊パンフレット『県政シリーズ』を発刊し

縣広報関係刊行物

| 名 称                  | 回 発<br>数 行 | 部 發<br>数 行 | 開 始 年 月 | 配 布 先  | 説 明     |
|----------------------|------------|------------|---------|--------|---------|
| 広報さが                 | 年一回        | 年四回        | 月一回     | 市町村その他 | B5二四頁   |
| 県政だより                | 年一回        | 年四回        | 三七、000  | 県下全世帯  | タブロイト四頁 |
| (点字版)                | 年一回        | 年四回        | 一、000   | 盲人連合会  | B5八〇頁   |
| (同和特集)<br>消費者ひろば(点字) | 年一回        | 年四回        | 一、000   | 県下全世帯  | タブロイト二頁 |
| 県政フオト                | 年一回        | 年四回        | 一、000   | 市町村その他 | B5二〇頁   |
| 私たちの県庁               | 年一回        | 年四回        | 一、000   | 盲人連合会  | A3変型二八頁 |
| 広報さが(点字)             | 年一回        | 年四回        | 一、000   | 市町村その他 | B5一〇頁   |
| 声の県政だより              | 年一回        | 年四回        | 一、000   | 市町村その他 | テープ一二〇分 |

十四年四月には地元民間  
テレビ局であるSTSサ  
ガテレビが開局したので  
「みんなの県政」・「お  
はよう県庁」などの時間  
を設け、広報を行ってい  
る。

庄報映画

| 製作年度 | タ イ ド ル  | 説 明 | 製作年度  | タ イ ド ル           | 説 明 |
|------|----------|-----|-------|-------------------|-----|
| 28   | 災害を越えて   | 白 黒 | 36    | 有明海の入り            | 白 黒 |
| 29   | 郷土の建設    | 〃   | 37    | 私たちこうして<br>代表を選んだ | 〃   |
| 31   | 有明海の干拓   | 〃   |       | 佐賀ミカン             | カラ一 |
| 32   | 嘉瀬川      | 〃   | 38    | 諂農の村              | 〃   |
| 33   | 明日への希望   | 〃   | 39    | 佐賀の米              | 〃   |
| 34   | ふるさと佐賀   | カラ一 | 49    | 若楠国体を<br>めざして     | 〃   |
| 〃    | 14号台風記録  | 白 黒 | 50~51 | 若楠国体              | 〃   |
| 〃    | 学校給食     | 〃   | 51    | がんばる群像            | 〃   |
| 36   | 天皇・皇后行幸啓 | カラ一 |       |                   |     |

た。これは、(1)新しい農村 (2)新しい建設 (3)これから企業の経営管  
(4)保健と衛生 (5)新しい生活 (6)新しい地方税 (7)農地改革と土地改良  
(8)生きている統計 (9)新しい地方自治 (10)農村と生活改善 (11)これから  
の労働問題 (12)県政のあゆみの全一二冊が刊行された。

三十七年四月から、県内全世帯配布を目途に“県政だより”（タブロ  
イド版四頁、年四回）を発刊した。当初は六世帯に一部の回覧方式で發  
足、途中、四十年四月から四十六年八月まで休刊し、四十六年九月から  
全世帯配布方式で復刊に踏み切り、今日に至っている。

電波・映画 ラジオ放送では、N H K 佐賀放送局の協力により、毎  
による広報 日の放送の中に、「県民の時間」を設けて、県政の話  
題やお知らせなどの提供を行ってきた。県内の民間放送では、三十三年

電波・映画 ラジオ放送では、N H K 佐賀放送局の協力により、毎日放送の中に、「県民の時間」を設けて、県政の話題やお知らせなどの提供を行ってきた。県内の民間放送では、三十三年八月、N B C 佐賀放送局が開局したので、「県政の窓」の時間を設け、三十九年四月には「県庁だより」の時間を設けた。さらに、テレビの普及による広報媒体の拡大に応じて、R K K 熊本放送（四十一年四月～四

(二) 公職



第1回県行政懇談会 昭和21年7月（佐賀新聞）

設置規程の制定ができる。

佐賀県行政資料調査委員設置規程 昭和二十一年一月二十二日付県告示第一三号

第一条 行政ノ末端浸透状況ヲ調査シ、民心ノ動向並ニ民情ノ蒐集ヲ行ヒ適正ナ

ル行政ノ運営ニ資スル為県ニ行政資料調査員ヲ置ク

第二条 行政資料調査委員ハ民間達識ノ士ノ中ヨリ知事之ヲ委嘱ス

第三条 行政資料調査委員ハ名譽職トス

第四条 行政資料調査委員ハ臨時地方ニ於ケル各種行政資料ヲ調査シ知事ニ報告スルモノトス

第五条 知事ハ必要ニ応シ一部又ハ全委員ノ集合ヲ求メ実情ノ聴取並ニ意見ノ開陳ヲ求ムルモノトス

第六条 行政資料調査委員ハ県政諸般ノ運営ニ關シ意見ヲ知事ニ具申スルコトヲ得ルモノトス

### 初の監行政懇談會ひらか 会場移出は絶対以對 代督官署の見返り業

これは、今日の県政モニター制度であるが活動状況は混亂期という事情もあってはっきりしない。

同年六月には、県民の行政参加により行政各般の施策の実効を確

保することを目的に、行政懇談会規程を定めた。七月八日には第一回の行政懇談会を県庁に各界から六二人の

委員の出席のもとで開催されたが、中心議題は、食糧の供出・配給・肥料の確保、社会教育の徹底、引揚者・戦災者の援護問題に集中し、特に食糧の県外移出反対が圧倒的であるなど、当時、生産県でも食糧事情が緊迫していたことがうかがえる。

二十四年には、広報課外課の分掌事務の中に「情報の調査および蒐集に關すること」が設けられ、公聴の取り扱い窓口として発足した。

二十六年に文書広報課、三十年十二月に総務課に移管となり、次第に公聴が強化された。三十二年には、総務課分掌事務に「世論調査に關すること」を新設し、県民からの要望、意見を積極的に聴受することになった。

その間特に公聴の一環として、移動県庁「県政懇談会」を伊万里・鹿島・神埼等各地で開催し、知事ほか各部長が出席して、地域住民から直接県に対する要望を聞き意見等の交換がなされた。

二十六年七月には、県民一、〇〇〇人を対象に、県はじめての「県政に関する世論調査」を実施した。この中の、「知事に県政の面で何を望むか」の項目では、①県政の明朗化、②教育の改善拡充、③県財政の確立の順となっていて、そのほか、産業別には、農業における土地改良の推進・農業技術改良指導、商工業における工場誘致・金融対策などが当時の県民の強い関心事であった。

三十年代後半に入ると、県民の意識の複雑・多様化に伴い、公聴活動の必要性が一層高まり、三十八年九月には県政モニター制度を発足させた。県政に対する建設的な意見・要望・批判を寄せてもらうため、県下の各層から一〇〇人に委嘱し、隨時通信制度を採用し、積極的に意見を求めるとして、現在に至っている。

四十三年六月県民室

が設置され、県民生活に密着した消費者行政

物価対策、青少年問題、体力づくり、交通安全

全対策などが、総合的に指導運営されることになり、県民室事務に公聴活動がとり入れられた。

四十四年一月には県民室の分掌事務に「県政に関する公聴及び世論調査に関すること」が設けられ、公聴制度



知事と離島住民との懇談（呼子町）昭和36年6月

## 五 県庁舎再建・総合庁舎等

### (一) 県庁舎の再建

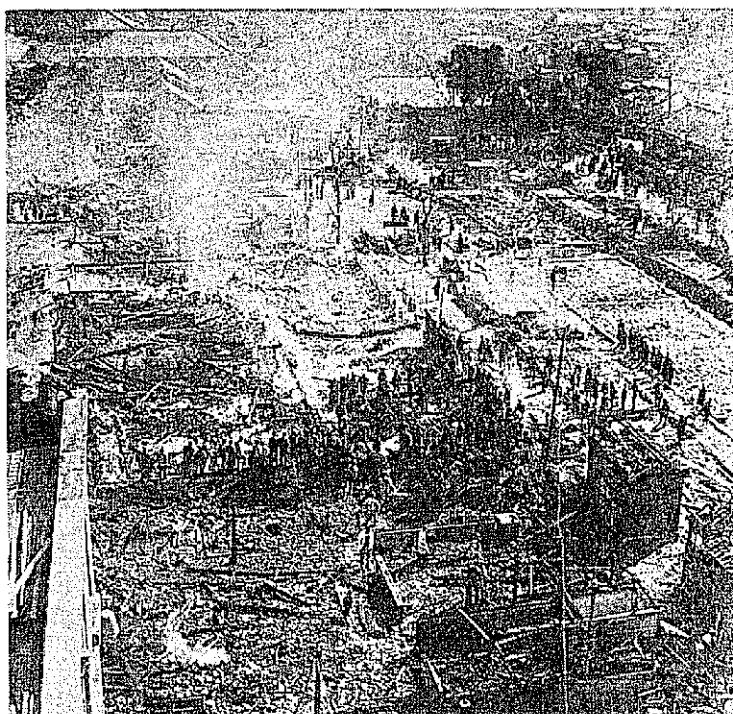
**旧県庁舎の沿革** 旧佐賀県庁舎は明治十九年十二月、時の権令鎌田景聃が「佐賀県再置」後の県政の象徴として将来の飛躍的進展をめざし、建設に着手した。

府舎敷地は、明治七年の佐賀の乱に関係した除族者に政府から下附された旧佐賀藩主鍋島家からの寄附一、四五〇円をはじめ郡吏、県民から寄せられた淨財約二万三千五百余円をもって充てられ、同二十年九月に完成した。オランダ人技師によって設計されたルネッサンス式の総二階の庁舎はグリーンの彩色で、当時、九州で、最も近代的な木造建築物であり、堂々たる構えと正面四本の柱はクラシカルな風格を漂わせて、水濠と樟の繁みの中にその威容を誇っていた。

**旧庁舎の焼失** 昭和二十四年二月十八日午前零時四十分、本館南西の地方課附近から出火、たちまち火の手は全館にひろがった。発見が遅れたため佐賀市を始め隣接町村の消防隊の懸命の消火活動もむなしく、県庁本館・土木部庁舎・県職員会館・日赤支部・車庫・倉庫など延べ一、七二七坪を焼失し、出火二時間後の三時四十分に鎮火した。

幸いにも本庁舎建物に隣接した国警県本部・経済部・特別調達庁・教育委員会事務局庁舎などは類焼を免れた。

被害総額は三、五八〇万円であり、出火原因については、検察審査会



県庁火災 昭和24年2月18日（佐賀新聞社提供）

まで持ち込まれたがついに判明しなかった。

最高責任者である沖森知事は、即日、失火の責任をとって、田中虎登県議会議長に辞表を提出したが、二十八日の県議会全体協議会では、「留任して再建に努力せよ」が大勢を占め、慰留された。

火災当日の午後二時、県議会全員協議会が開かれ、県庁舎の再建について協議した結果、再建する新庁舎は耐震耐火鉄筋コンクリート造り四階建てにすべきであるとの結論に達した。

翌十九日、廢きよと化した焦土から再建への力強い一步が踏み出され

た。連日県職員作業班（三〇〇人編成）は、早朝から日没に至るまで焼跡の整理作業に従事した。

一方、県行政の執務体制の確立が急務であったため、仮庁舎として、県會議事堂（総務部）・佐賀高等学校（農林部）・元佐賀高等女学校（土木部）・協和館（農地部）・産業奨励館三号館（民生部）・警察練習所（衛生部）を充て、行政の運営に当たった。

その後、学制改革に伴い、佐賀市立成美高等女学校が県へ移管となり、三月同校の敷地・建物が県へ寄付されたため、ここを臨時県庁舎と定め内部を改装し、五月には分散していた仮庁舎から移転した。

新庁舎の再建へ 二十四年三月、臨時県議会が開かれ、県庁舎災害対策関係予算一、一一八万三千円が可決され、県は庁舎の本格的な復旧作業に取り組むことになった。

県庁舎復興の早期実現をはかるため県民が総力あげて取り組む必要から、同年三月各界の代表九三人からなる「佐賀県庁舎復興対策委員会」を発足させ、建築資材の確保・起債の承認など、国に対しても強力に運動を進めることになった。

また同日、知事を本部長とする「県庁舎復興対策本部」も設置された。

県庁舎の建物構造および規模などについて検討を加え、四月末には構想も固まり、設計者に建設省が推せんした工学博士で当時特別調達府長官でもあった阿部美樹志を選び、五月に設計を委託し、十月には設計書が県に提出された。

新県庁舎建築工事の請負入札は、十一月、指名業者八社によって行われた結果、株式会社大林組が七、九八〇万円で落札した。

十二月、沖森知事の手による鍵入れ式で新庁舎が起工され、直ちに一般仮設工事、基礎工事、鉄筋コンクリート杭打ち用やぐら、杭打ちと工事は急テンポで進んだ。

年が改まり、二十五年は松の内から工事が進められたが、地盤沈下がひどく、杭の最終沈下が設計支持力を大幅に上回ることが判明したので、一月、設計者と現場において検討し、増杭<sup>くふ</sup>することを決め、資材不足に苦慮しながら予定より十日延長して三月中旬に杭打ち工事を終了した。

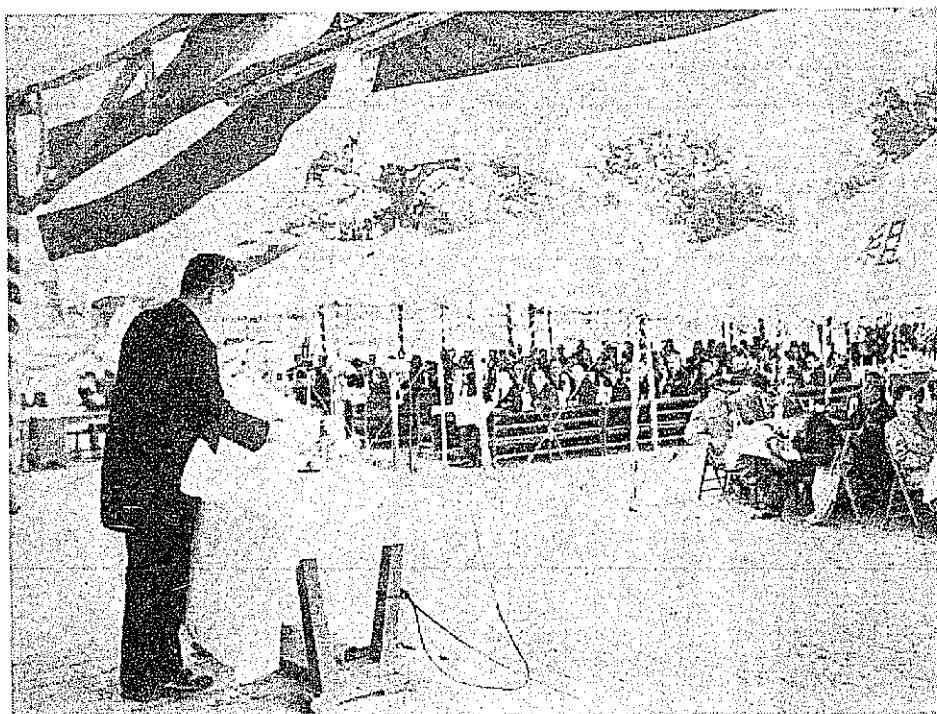
二十五年三月に開催された県議会で、同年度事業予算として一億五、〇〇三万円が議決され、いよいよ本体工事が進められることになった。

五月下旬から軸体コンクリート工事に着手する一方、電灯・給排水・電話工事も並行し夜を徹して工事が進められた。八月中旬には県民に近代的で雄大な姿を見せはじめた。八月中旬から内部仕上げ工事、十二月からは外部仕上げ工事が進められ、火災発生から一年十か月後の二十五年十二月十四日すべての工事を終わり、濠のほとり、樟樹に囲まれた威容堂々たる新県庁舎が完成した。

県庁舎の建築には、延べ六万人の労力と総工事費一億二、七八六万円を要し、使用された建築資材は、県が支給した鉄筋七〇〇トンのほか、セメント六万袋、川砂六四五立坪、砂利五八五立坪、鉄筋六六〇トン、ガラス一万八千平方尺、コンクリート杭一、〇〇〇本が使用された。

県庁舎建設費の主な財源は、計画当初から起債によることとし、国と折衝を続けた結果、二十四年度分二、九四〇万円、二十五年度分七、〇〇〇万円の計九、九四〇万円が許可された。

また、県内外から寄せられた見舞金、寄付金のほか、県職員の俸給からの拠出金など計六二三万三、〇〇〇円が建設費に充てられた。

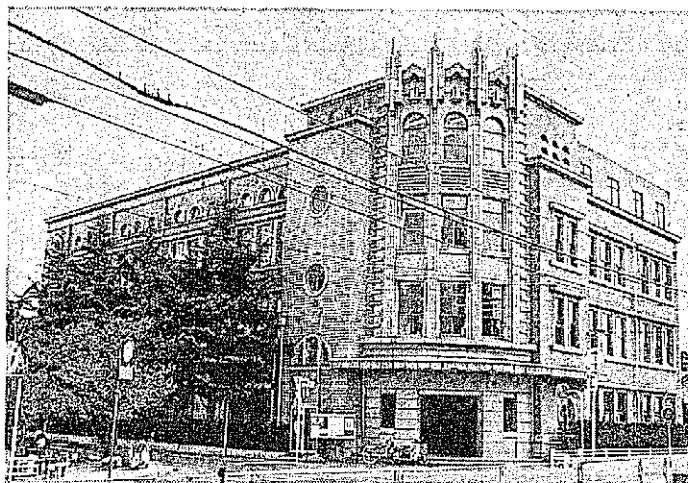


県庁舎の竣工式 昭和25年12月 (松田一男提供)

新県庁舎は、将来の行政事務の増大、職員の増員に対応できるよう十分に考慮し、設計・建設された。その後の行政需要の増大に伴う行政組

織の拡大と職員数の増加、大型化された事務機器の導入等により、余裕があつた庁舎の面積も年々狭あいとなり、許容限度を超える事態となってきたため、これに対応して県庁舎の別館整備が必要となつた。

**裏別館** 県庁前庭にあつた木造の車庫を取り壊し、二十七年十月、県庁裏に鉄筋コンクリート二階建て（延べ一、五五三<sup>坪</sup>）を建設し、一階を車庫、二階を事務室とした。続いて、三十三年十二月、三階建ての事務室（六〇〇<sup>坪</sup>）を西側に隣接して新築し、過密化する事務室の緩和と府外に居住していた教育委員会事務局等を収容し、執務環境の改善がはかられた。



県庁西別館（旧県農協会館）

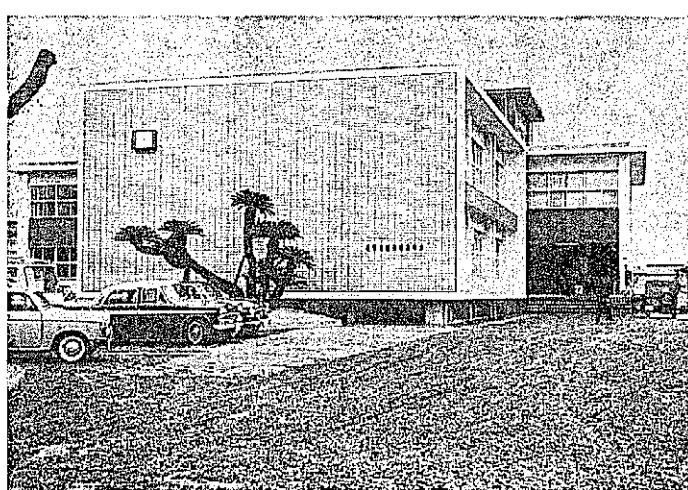
**中別館** 県本庁舎の西側に隣接して設置されていた木造モルタル造り二階建て三〇九坪の建物を取り壊して、鉄筋コンクリート造り地下一階地上四階（延べ面積三、六二二<sup>坪</sup>）の中別館を三十八年度、三十九年度継続事業で建設した。なお、この建設にあたっては本館および各別館の暖冷房ができるよう設備の充実をはかるとともに

に、市水井水の貯水槽も設置された。

**県庁南別館** 二十四年三月佐賀市から県に寄贈された佐賀市立成美高等女学校の敷地四、〇五二坪、木造建物延べ一、八四〇坪は、旧庁舎火災後に臨時県庁舎として使用していたが、新庁舎完成後は佐賀高校南校舎となつた。二十六年十二月佐賀大学に農学部が設置されたことに伴い、県は同校の敷地および建物の一部を国へ寄付した。以後、国は同施設の拡充整備を期してきたが、四十二年四月佐賀大学の三学部統合整備に伴う同学部の新築移転によって、再び国から県へ譲与された。

これより先、四十年十一月に旧佐賀総合事務所の敷地が日本放送協会へ売却されたことにより、同事務所に入居して

いた佐賀地区出先機関は旧佐賀大学教育学部校舎に移転した。その後、同敷地内に県立博物館の建設が決定されたことにより、入居していた各出先機関の事務所を四十五年三月、旧佐賀大学農学部の校舎へ収容した。



県唐津総合庁舎（昭和38年1月竣工）

は県庁南別館として使用されることになった。

西別館 佐賀県議会議事堂の西側に隣接した旧農協会館（昭和十二年建築）については、入居していた県農業協同組合中央会などの農業関係諸団体が新築移転を行ったので、この建物（鉄筋コンクリート造り三階建て、延べ二、五九三坪）を県は四十五年三月に四、三〇〇万円で買収し、建物内部の改修を行い、同年十月から県庁西別館として供用を開始した。

県庁北別館 佐賀市役所の新築移転に伴い、五十年八月、全敷地七、〇〇四坪、解体撤去から除かれた鉄筋コンクリート三階建て一棟（二、三三九坪）を七億九、八四〇万円で買収し、同建物を県庁北別館東庁舎とした。

また佐賀警察署の新築移転に伴い、同建物（昭和十一年建築、鉄筋コンクリート三階建て、一、二〇五坪）について五十年六月に用途を変更し、県庁北別館西庁舎として使用することになった。

出先総合庁舎 従来の出先事務所の建物は、ほとんどが明治時代に建築された木造建物であった。以前、郡役所あるいは地方事務所として使用されてきたもので、建物の老朽化が著しく、危険度も大きかった。また、行政の複雑化と共に、各出先事務所においても組織の拡大、職員の増加が顕著となってきた。このため、散在している出先事務所を統合して県民の不便を解消し、狭あいとなつた事務所を改善するため、緊急度の高いものから順次、総合庁舎の建設を行つた。三十八年一月唐津総合庁舎が竣工したのを始め、四十八年度までに七地区に総合庁舎を建設した。

### 県 総 合 庁 舎

| 庁 舎<br>(所 在 地)     | 建設年度                     | 工 費<br>(千円) | 入 居 出 先 機 関                                                                           |
|--------------------|--------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 唐津地区<br>(唐津市大名小路)  | 37 年 度<br>44 年 度<br>(増築) | 66,308      | 唐津農林事務所、北部福祉事務所、唐津県税事務所、東松浦教育事務所、唐津労政事務所、東松浦農業改良普及所<br>中央児童相談所唐津分室                    |
| 鹿島地区<br>(鹿島市高津原)   | 44 年 度                   | 101,800     | 鹿島農林事務所、藤津農業改良普及所、藤津地方植物病害虫防除所、鹿島土木事務所、藤津教育事務所、鹿島保健所                                  |
| 武雄地区<br>(武雄市武雄町富岡) | 45 年 度                   | 127,562     | 武雄県税事務所、西部福祉事務所、武雄土木事務所、武雄労政事務所、杵西教育事務所、武雄農林事務所、杵島農業改良普及所                             |
| 伊万里地区<br>(伊万里市新天町) | 45 年 度                   | 120,695     | 西松浦農業改良普及所、伊万里労政事務所、杵西教育事務所分室、伊万里農林事務所、伊万里土木事務所、伊万里保健所                                |
| 鳥栖地区<br>(鳥栖市元町)    | 47 年 度                   | 142,409     | 鳥栖農林事務所、三養基農業改良普及所、鳥栖土木事務所、鳥栖保健所                                                      |
| 佐賀地区<br>(佐賀市高木瀬町)  | 48 年 度                   | 370,000     | 佐賀県税事務所、中部福祉事務所、佐賀中部農業改良普及所、植物病害虫防除所、蚕業指導所、蘭検定所、建設技術センター、佐賀中部農林事務所<br>佐賀労政事務所、佐賀教育事務所 |

資料：県管財課